

# 成安造形大学

## 自己点検・評価報告書

【点検評価対象年度：平成 25 年度】

平成 26 年 11 月

成安造形大学自己点検・評価委員会

## 目次

### 1. 使命・目的等

- 1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性(1)
- 1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性(3)
- 1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性(5)

### 2. 学修と教授

- 2-1. 学生の受入れ(8)
- 2-2. 教育課程及び教授方法(13)
- 2-3. 学修及び授業の支援(17)
- 2-4. 単位認定、卒業・修了認定等(19)
- 2-5. キャリアガイダンス(21)
- 2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック(24)
- 2-7. 学生サービス(26)
- 2-8. 教員の配置・職能開発等(29)
- 2-9. 教育環境の整備(32)

### 3. 経営・管理と財務

- 3-1. 経営の規律と誠実性(38)
- 3-2. 理事会の機能(45)
- 3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ(49)
- 3-4. コミュニケーションとガバナンス(51)
- 3-5. 業務執行体制の機能性(55)
- 3-6. 財務基盤と収支(58)
- 3-7. 会計(60)

### 4. 自己点検・評価

- 4-1. 自己点検・評価の適切性(62)
- 4-2. 自己点検・評価の誠実性(66)
- 4-3. 自己点検・評価の有効性(69)

### 5. 社会貢献

- 5-1. 社会貢献活動(71)
- 5-2. 附属近江学研究所(72)
- 5-3. 附属芸術文化研究所(75)
- 5-4. 地域連携推進センター(77)
- 5-5. キャンパスが美術館(79)

# 1. 使命・目的等

## 1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性

### 【1】自己判定

自己点検・評価項目 1-1 を満たしている。

### 【2】自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 視点 1 意味・内容の具体性と明確性（1-1-1）

##### a 事実の説明

成安造形大学（以下、「本学」という。）は、設置者である学校法人京都成安学園の「成安」を建学の精神として掲げている。「成安」の「成」とは、成し遂げることを意味し、「安」は、安寧であることを意味している。本学はこの建学の精神が意味するものを今日の時代に即したものとして、次のように解釈している。「人の和を大切にし、一人ひとりが自己の使命を追求し、全うし続けることを通じて、平和な社会を作ること」に貢献する。」

本学では、この建学の精神の下「芸術による社会への貢献」を基本理念（教育理念）として教育研究事業等を展開している。すなわち、本学の使命・目的は「成安造形大学学則（以下、「学則」という。）」第 1 条に掲げている「デザイン及び美術に関する学術の中心として、広く知識を授けると共に、深く専門の理論、技能及びその応用を教授研究し、人格の完成を図り、国際性に富み、個性豊かな教養の高い人材を育成し、もって文化の創造・発展、産業の発展、国家社会の福祉に寄与する。」ことである。

さらに、本学は、平成 22(2010)年度に従来の 1 学部 2 学科（造形学部デザイン科・造形美術科）を 1 学部 1 学科（芸術学部芸術学科）とする学部学科再編を行い、総合、イラストレーション、美術、メディアデザイン、空間デザインの 5 つの領域に編成した。

学部学科の人材育成目的は、「学則」第 2 条の 2 に掲げるとおり「芸術による社会への貢献」という基本理念（教育理念）の下、「誠と熟」を持ち、公正さと創造性を兼ね備える、発想力・提案力・技術力に優れた清廉な人材を育成することである。5 領域の人材育成目的は、表 1-1-1 のとおりである。

表 1-1-1 芸術学部芸術学科 5 領域の人材育成目標

芸術学部	芸術学科	総合領域	芸術・文化・社会について、総合的かつ横断的に学ぶ中から、造形力や広い視野と基礎力を修得し、社会動向に即応しながら「コト」や「モノ」を複合的に「デザイン」することで、新たな価値創造の推進ができる人材を育成する。
		イラストレーション領域	ハンドドローイング・デザイン・デジタル表現の 3 つの大きな流れを融合させながら、コミュニケーションを目的としたビジュアルコンテンツの創作能力を備えた、総合的な

		表現力のある人材を育成する。
	美術領域	「描くこと」「つくること」「表現すること」を基本に、五感を通して自然界や身近な生活を見つめ、豊かな創造力を育み、自らがテーマを設定して制作した成果を社会に向けて発信できるだけの表現力をもつ人材を育成する。
	メディアデザイン領域	さまざまなメディアについて基礎から学び応用力を培いながら、複数のメディアをまたぐメディアミックスによる表現の可能性を広げるとともに、社会や文化についての思索を深め、次世代に対応した新しいコミュニケーションを創造できる人材を育成する。
	空間デザイン領域	ものづくりのよりどころである身体・素材・生活・空間をキーワードに「もの」や「しくみ」を形に表現できる力を育み、「発見」から「表現」「構築」、更には社会に対し多様な価値を提案できるデザイナーを育成する。

## b 自己評価

本学の掲げる使命・目的及び教育目的の意味・内容は、具体的で明確に示されていると判断する。

## 視点 2 簡素な文章化 (1-1-2)

### a 事実の説明

本学の使命・目的及び教育目的は「学則」、学修案内（シラバス）、成安手帖（学生便覧。以下同じ。）やホームページ等で簡潔な文章で明示している。

### b 自己評価

各種媒体に示されている教育理念、使命・目的は明確であり、その表現は簡潔に文章化されていると判断する。

## 【3】改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的は、本学の基本理念（教育理念）である「芸術による社会への貢献」において普遍的な部分は守りつつも、大学を取り巻く環境の変化、社会環境の変化、社会や受験生が大学に求める存在意義などを踏まえ、学長補佐会、大学協議会を中心に、随時、見直し等を行っていく方針である。

## 1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性

### 【1】自己判定

自己点検・評価項目 1-2 を満たしている。

### 【2】自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 視点 1 個性・特色の明示（1-2-1）

##### a 事実の説明

本学は「芸術による社会への貢献」を基本理念（教育理念）として、教育研究を展開している。その中で、学生自らの興味・関心を引き出し、柔軟なカリキュラムを運用するために、SPP (seian personal program) という教育システムを導入し、以下にあげる 4 項目を中心に、本学が今日まで培ってきた「めんどろみの良さ」を強力に推進している。

- (1) 導入教育の充実と、社会人としての必要な基礎力を養成する。
- (2) 4 年間のキャリアサポートプログラムで、卒業後の進路を支援する。
- (3) 幅広い造形的基礎と専攻するコースにおける高度な専門性を保証する。
- (4) 学生一人ひとり、その適性に合わせて、徹底して丁寧な指導を行う。

##### b 自己評価

使命や教育目的を効果的に達成するため、新たな教育システムを導入し、学生一人ひとりの能力を開花させるための丁寧な指導を行うなど、さまざまな方法に取り組んでいると判断する。

#### 視点 2 法令への適合（1-2-2）

##### a 事実の説明

本学は「学則」第 1 条において「デザイン及び美術に関する学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の理論、技能及びその応用を教授研究し、人格の完成を図り、国際性に富み、個性豊かな教養の高い人材を育成し、もって文化の創造・発展、産業の発展、国家社会の福祉に寄与することを目的とする」と定めている。これは、学校教育法第 83 条に規定されている大学の目的に適合するものである。具体的な教育目的は設置する学科の各領域で「人材養成目的」として明文化しており、これらも学校教育法に則った「学則」第 1 条に適合している。

##### b 自己評価

本学の使命や目的は、法令に適合していると判断する。

### **視点 3** 変化への対応 (1-2-3)

#### **a 事実の説明**

平成 22(2010)年度の学部学科再編に向けた一連の作業過程の中で、使命・目的及び教育目的の見直しを実施してきた。現在、平成 26(2014)年度から新たなカリキュラムの導入を検討しており、教育課程等検討委員会を中心に教育課程、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーなどの変更について議論している。教授会の下に大学協議会、各種委員会を設置し、日常における課題・問題点の洗い出し、見直しを常に行い、教授会へ報告がされている。

#### **b 自己評価**

本学では全学的な視点から、学長補佐会や大学協議会等においてその使命・目的及び教育目的の適切性などが議論されており、変化への対応がなされていると判断する。

#### **【3】改善・向上方策（将来計画）**

使命・目的及び教育目的の適切性については、教育課程との整合性や法令適合性及び個性・特色の明示といった条件を確保しつつも、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて修正を行っていく。また、これらを具体的に簡潔な文章として、ホームページ等で明示していく。

## 1－3．使命・目的及び教育目的の有効性

### 【1】自己判定

自己点検・評価項目 1－3 を満たしている。

### 【2】自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 視点 1 役員・教職員の理解と支持（1-3-1）

##### a 事実の説明

使命・目的及び教育目的については、現状分析と必要な修正点について、先ず、学長補佐会、大学協議会にて論議され、大学の最高意思決定機関である教授会において審議・決定される仕組みとなっている。教授会の構成は教授、准教授、講師となっており、全専任教員が構成員であることから教員の理解と支持は得られている。教授会には職員の主管・主査が陪席しており、職員会や各部門ミーティングでの教授会報告を通じて職員からも理解と支持を得ている。学則をはじめ、大学の重要な規程の制定・改廃に関する事項は、理事会に諮られ承認を得ることになっており、この点でも理事会の協力と理解を得ている。

##### b 自己評価

本学の使命・目的及び教育目的は多くの機会を通じて理事会と教職員に伝えられており、理解と支持は得ていると判断する。

#### 視点 2 学内外への周知（1-3-2）

##### a 事実の説明

本学の使命・目的は、建学の精神と共に、毎年学生に配布される成安手帳に明記されているほか、京都成安学園報、大学案内およびホームページなどにおいて学内外に示している。新生へは、入学式とそれに続くガイダンスなどで使用する学修案内（シラバス）、成安手帖などの印刷物を通じて、「建学の精神」を踏まえ、本学の「使命・目的」、学部の「人材養成目的」「ディプロマポリシー（学位授与方針）」、「カリキュラムポリシー（教育課程編成方針）」を解説している。在学生には、新年度開始前のガイダンスを通じて再確認させるとともに、特に 2 年生においてはコース選択の際に、選択するコースの使命・目的を確認させることに努めている。本学の使命・目的は学内主要箇所に掲示しており周知を図っている。

##### b 自己評価

本学の使命や目的は、大学案内、ホームページなどで公表しており、学内外に周知できていると判断する。

### **視点 3** 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映 (1-3-3)

#### **a 事実の説明**

本学の使命・目的は「学則」第 1 条に掲げている「デザイン及び美術に関する学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の理論、技能及びその応用を教授・研究し、人格の完成を図り、国際性に富み、個性豊かな教養の高い人材を育成し、もって文化の創造・発展、産業の発展、国家社会の福祉に寄与する。」ことである。そのような中で、多様化した現代社会とその社会・産業界の構造的な変化の中で文化的に豊かな社会の実現に向け、どのように関与していくかを本学の「芸術による社会への貢献」という基本理念（教育理念）の下に考えていく必要がある。そこで本学は、平成 22(2010)年度に「中長期経営計画」（平成 23～32 年度）を作成し、以下の 7 つの項目を経営計画として取り組むこととした。

- (1) 実践的学士課程教育に優れた大学の地位を確固たるものとする。
- (2) 各学校教育との連動性を高め新たな連携教育の構築。
- (3) 芸術活動を通じた文化水準の向上と地域振興への寄与。
- (4) 「キャンパスが美術館」を起点とした斬新な地域交流のモデル化。
- (5) ポスト学士課程の拡充と質の高い教育の実践。
- (6) 卒業生とのつながりをとおしたブランドイメージの強化。
- (7) 国際交流・提携強化と多様な入学・進学ルートの確立。

上記の項目はそれぞれが細分化され、実施計画として設定されており、本学の使命・目的及び教育目的を反映させたものとなっている。この中期経営計画は、その進捗状況や高等教育機関に求められているものが何なのかを協議・審議しながら、毎年度見直すこととしている。

#### **b 自己評価**

本学の使命・目的及び教育目的は、中期経営計画に反映されており、またディプロマポリシー、カリキュラムポリシー及びアドミッションポリシーに反映されていると判断する。

### **視点 4** 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性 (1-3-4)

#### **a 事実の説明**

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、芸術学部に 1 学科（芸術学科）5 領域（総合、イラストレーション、美術、メディアデザイン、空間デザイン）13 コース（デザインプロデュース、イラストレーション、日本画、洋画、現代アート、写真、グラフィックデザイン、アニメーション・CG、映像・放送、住環境デザイン、プロダクトデザイン、ファッションデザイン、テキスタイルアート）を設置している。それぞれの領域・コースでは、機能的かつ効果的な教育が期待しうる適切な数の教員を配置し、少人数を基本とし



たコース編成を行い、教育目的の実現に当たっており、整合性が図られている。また附属研究機関として、「附属芸術文化研究所」「附属近江学研究所」を附置している。各研究所では、外部研究者を招いた講演会やシンポジウムなどの活動を活発に展開し、その研究成果などを学内外に発信しており、本学の基本理念であり教育理念でもある「芸術による社会への貢献」の達成に大きく寄与している。

## **b 自己評価**

本学の使命・目的、教育目的を達成するために必要な教育研究組織が整備されていると判断する。

### **【3】改善・向上方策（将来計画）**

本学は、平成 25(2013)年度に大学開学 20 周年を迎えた。平成 22(2010)年度の「中長期経営計画」では、本学の基本理念（教育理念）である「芸術による社会への貢献」の基に、学部学科のあり方、教育課程など、本学に今何が求められているのかを検証しながら、新たな将来計画の策定や教育目標や教育目的に沿ってディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーとの整合性について検討していく。

### **【使命・目的等の自己評価】**

本学の使命・目的及び教育目的は「学則」において明確に定められている。そして、各専門領域とその教育課程が建学の精神「成安」の理念と使命、本学の基本理念（教育理念）である「芸術による社会への貢献」に相応しく具体性に富み、その意味・内容は簡潔な文章で明確に示されているものと評価できる。

本学の使命・目的は、法令の定めるところに適合するものであり、本学の個性や特色を明示する「3 つの方針（アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー）」にも明確に反映されており、学修案内や本学ホームページ、その他の広報媒体により学内外へ明示されている。今後は PDCA サイクルを構築して社会の変化へ対応していくとともに、平成 22(2010)年度に策定した中期経営計画の進捗状況を検証し、教育目的の整合性や有効性を図りながら、時代に即した修正を加えていく。

## 2. 学修と教授

### 2-1. 学生の受入れ

#### 【1】自己判定

自己点検・評価項目 2-1 を満たしている。

#### 【2】自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### **視点 1** 入学者受入れの方針の明確化と周知(2-1-1)

##### a 事実の説明

##### (1) 入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

本学のアドミッション・ポリシーの基本は、「人の和を大切にし、一人ひとりが自己の使命を追求し、全うし続けることを通じて、平和な社会をつくることに貢献する。」という建学の精神を踏まえた創造的活動を實踐できる基本的素養を備えた学生を受け入れることにある。

複雑化する社会は、多様な人材を求めている。本学は「芸術による社会への貢献」の基本理念（教育理念）の下に、芸術分野における真摯な教育と研究を通じて広く社会に貢献することを目指し、そして、独自の実践的学士課程教育によって、発想力・提案力・技術力に優れた清廉な人材の育成に取り組んでいる。

従って、アドミッション・ポリシーにおいても、平成 20(2008)年からそのような資質や可能性を感じさせる入学志望者を次のように求めている。

デザイン・美術・芸術文化の領域を学ぶために必要な能力を持ち合わせた上で、本学の『芸術による社会への貢献』という基本理念を理解し、自分の可能性を磨いていく情熱や意欲を持ち続けることができる学生を求めています。

このように、本学では建学の精神、大学の基本理念に基づきアドミッション・ポリシーを定めている。

##### (2) 入学者受入れ方針の周知方法

このアドミッション・ポリシーの周知は、本学にとって重要な課題のひとつである。これを強く認識したうえで、平成 24(2012)年度から事務局の入学広報部門を改組し、「入学センター」と「広報室」を設置している。入学センター長と広報室長はそれぞれ学長補佐を任命し、入学者募集業務と広報業務を協同しつつも機能分化し取り組んでいる。本学を第一志望と考える受験生を増加させることで、アドミッション・ポリシーに沿った学生の確保を強化することを目指している。

平成 25(2013)年度もこれまでに引続き、大学の基本理念（教育理念）や学部・学科の組

織、教育内容の特色などと併せて、受験生・高校生やその保護者、高等学校、美術予備校等の教員に対して、入試要項やホームページなどの広報的媒体や全国各地で開催される進学相談会、高等学校、美術予備校の訪問において周知を図っている。

また、オープンキャンパスを周知の大きな機会としており、平成 25(2013)年度はのべ 8 日間開催した。本学のキャンパスを公開し、各領域・コースの特色やカリキュラムを本学教職員が来場者に直接紹介、案内するとともに、芸術大学ならではのモノづくりを体験するワークショップも開催している。加えて、高大連携事業として、高校生に本学の授業を受講してもらう機会も設けている。

このように、本学の教育活動を高校生等が直接見たり聞いたり体験することにより、本学のアドミッション・ポリシーをはじめ、教育研究に対する理解の向上を図っている。

### （３）入学者受入れ方針の改訂（リライト）

平成 26(2014)年 4 月入学生からのカリキュラム改訂を検討する「教育課程等検討委員会」から教育課程改革に併せて、受験生により明確に伝わるようにアドミッション・ポリシーの改訂（リライト）が提案された。具体的には他大学との違いがより明確に伝わるように、高校生等に理解しやすい文言にすると共に箇条書きで見易くしたもので、次のとおりである。

#### 芸術を学びたいという意欲と熱意のある人

学びたい専門分野がある、実践したい制作（研究）テーマがあるなど、芸術をとおして将来の夢をかなえようとする学生。

#### 芸術を学ぶために必要な感性のある人

豊かな感性と自由な発想力を持ち、成安造形大学でさらにそれを高めようとする学生。

#### 成安造形大学の基本理念「芸術による社会への貢献」に共感できる人

専門分野をいかし、社会や地域と連携した実践的な学びの中で、生きるチカラを養い、自分の可能性を磨こうとする学生。

#### 成安造形大学の教育システムを理解し活用できる人

本学独自の教育システムである成安パーソナルプログラム（SPP）をいかしながら、学んでいこうとする学生。

平成 25(2013)年 12 月開催の教授会で報告すると共に、平成 27(2015)年 4 月入学生募集から、この改訂（リライト）したアドミッション・ポリシーを使用することとした。

## b 自己評価

建学の精神、基本理念（教育理念）の下に、入学者受入れ方針が明確に定められており、その周知も適切になされていると判断する。

## 視点 2 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫（2-1-2）

### a 事実の説明

#### （１）入試制度

本学の平成 26(2014)年度入試の概要は表 2-1-2 のとおりである。

入試種別	募集定員	試験日	試験科目等
AO入試	約35%	体験授業日 1期：8月 2期：9月 3期：10月	体験授業を受講することにより、受験生の特性や制作に対する興味関心・積極性、将来性などを評価し出願の可否を判定する。その後、出願可で判定した受験生が本学の教育内容を十分に理解し、かつ、本学で学びたい制作したいという強い意欲をもてば出願し合格となる。なお、この入試での合格者は「入学前プログラム」が用意されており、この受講が必須である。
指定校推薦入試	約5%	11月	美術・デザイン系学科・コース等を設置している高等学校を中心に、指定校として受験生の推薦を依頼している。
学祖特別入試	若干名	11月 2月	学祖とゆかりのある、あるいは学祖の足跡が残る地に立地する高等学校からの新入生受入れを促進する入試。学費が優遇される。当該高等学校との交流を深めたい。
公募推薦入試	約30%	11月	受験生の秀でた能力を評価し判定できるように、「鉛筆デッサン」・「個別面接（作品持参）」の2科目からの選択制である。他大学と併願が可能な入試であるが、本学への入学を強く希望する者には専願（第1志望）として出願することも可能である。多くの美術系・芸術系大学では入学後の専攻分野ごとに異なった試験科目を課しているが、本学では学部で共通の試験科目を課している。これは、基本的な造形力を評価したいと考えているからである。
一般入試	約15%	前期：2月 後期：3月	公募推薦入試に準じた内容で実施している。 前期には、金沢・岡山でも入試会場を設けている。
給付奨学生入試 大学入試センター試験利用方式	約15%	前期： 個別試験なし 後期：3月	経済的支援が必要な奨学生を選抜する入試である。この試験に合格して入学した場合は、その成績に応じての奨学金（3段階で最大で年間約96万円）を給付している。なお、出願に際して、主たる家計支持者の収入の上限を設定をしている。
外国人留学生入試 海外帰国生入試 社会人入試	若干名	前期：11月 後期：2月	外国人留学生、海外帰国生、社会人に対して、そのキャリアを中心に面接（作品持参）で評価し選考している。
3年次編入試 外国人留学生3年次編入試	10名 若干名	前期：11月 後期：2月	編入学を希望する者に対して、そのキャリアを中心に面接（作品持参）で評価し選考している。

これらの中で、本学独自の特徴ある入試制度について以下 3 点を挙げる。

第 1 は、高等学校の美術・デザイン教育の時間数や教諭人数が減少するなか、芸術・美術系大学の専攻分野はより多様化し細分化している。このような環境におかれた受験生が芸術・美術系大学に進学するにあたり、専攻分野を正しく十分に理解した上で、選択することが難しいと判断している。よって、本学では募集の最小単位を可能な限りまとめて、5 専攻分野とし、受験生の専攻分野の選択に配慮している。さらに、AO 入試においては、出願期間が早い場合は 8 月中旬と早期であるため、専攻分野ごとでなく学部全体で合格を発表し、入学後の専攻分野は「入学前プログラム」がおおよそ半分経過した 12 月上旬に決定できるようにしている。これは、入学予定者が専攻分野を選択するのに、時間的余裕を確保している本学独自の制度である。

第 2 は、平成 5(1993)年の開学以来、本学以外の地方都市会場でも実技科目を課す入試を実施してきた。現在では他の美術・芸術系大学でも同様に地方都市会場で実施をされているが、これは本学が先駆けであった。開学時は入試実施地方都市周辺での大学名の周知に効果が認められた。これまでに、本学以外の試験会場として、札幌・仙台・東京・新潟・

金沢・名古屋・大阪・岡山・福岡・那覇の各地で設定してきた。現在では金沢・岡山の 2 会場であるが、地元の近畿地区以外の志願者数は、西日本を中心に毎年 3 割から 4 割を確保している。

第 3 は、平成 22(2010)年度から設定している、給付奨学生入試である。経済的支援が必要な成績優秀者を奨学生として選抜する入試である。大学入試センター試験を利用しており、その前期入試は学科科目の成績が優秀な学生を選抜し、後期入試は、学科科目と実技科目のバランスのとれた学生を選抜している。なお、前期・後期入試ともに入試の成績に応じて、第 1 種から第 3 種の 3 段階の給付金額（授業料に対する奨学金給付率：第 1 種給付 61.7%、第 2 種給付 50%、第 3 種給付 30%）を設けており、奨学金給付後の授業料は最小で 598,000 円、最大で 1,100,000 円である。

## （２）入試の実施体制

入学試験の実施体制については、学長を総括実施責任者として、教員と職員の協力体制のもとに実施している。平成 25(2013)年度に実施した平成 26(2014)年度入試においては、試験当日、入試本部に学長をはじめ入学委員長、入学センター主管・主査が詰め、試験問題の最終点検や円滑な入試の実施に努めている。また、本学以外の地方試験場を設定している入試の場合は、原則として教員と職員の複数の担当者が、入試前日から会場に入り、準備と当日の運営を行っている。

入試問題は学長が任命した作問担当教員が作成している。その印刷や実技問題のモチーフの購入や管理は入学センターが行っている。採点業務についても、実技問題の採点は学長が任命した採点担当教員が採点をしている。この採点結果をもとに、入学委員長、学科長、入学センター主管からなる入試判定会議での協議を経て、教授会で合否を審議決定している。

なお、大学入試センター試験の運営は、滋賀県内の他大学と本学との 2 大学による共同運営である。試験場は先方の大学であり、当然ながら、相手大学と綿密な打合せのうえで実施している。

入試制度の検討は、入学委員会が原案を策定し、最終的には教授会で決定している。入学願書の受付から合格発表、入学手続きまでの業務は入学センターが行っている。

このように、入学試験の実施に係る業務は学長を総括実施責任者として、全学的な体制で適切に運営している。

### b 自己評価

入学者受入れ方針に沿った入試制度であり、入学後の教育との関連を踏まえ多様な選抜方法と、多元的ではあるが統一した評価尺度により、入学志願者の意欲を中心に能力や適性を評価し判定をしていると判断する。また、その入試の実施体制も適切であると判断する。

## 視点 3 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持 (2-1-3)

### a 事実の説明

新入生の確保は、本学にとっても重要な課題のひとつである。平成22(2010)年度の芸術学部設置後、5年間の入学定員充足率は0.97から1.04の範囲で推移しており、平成26(2014)年度入学生は入学定員を5人下回り195人であった。芸術学部の過去4年間の入学者数、在籍学生数等の推移は表2-1-3のとおりである。

学部	学科	項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
造形学部 <sup>注1</sup>	芸術学科 <sup>注1</sup>	入学定員	200	200	200	200
		入学者数	207	208	199	195
		入学定員充足率 <sup>注3</sup>	1.03	1.04	0.99	0.97
		収容定員 <sup>注2</sup>	990	905	820	820
		在籍者数 <sup>注2</sup>	865	827	814	804
		収容定員充足率 <sup>注3</sup>	0.87	0.91	0.99	0.98
注1) 芸術学部芸術学科は平成22年度より設置						
注2) 収容定員・在籍者数については造形学部（平成22年度から募集停止）の学生数を含む						
注3) 入学定員充足率・収容定員充足率は小数点以下第3位を切捨て						

## b 自己評価

このように、入学定員に沿った適切な学生受入れ数は、年度により若干の幅があるものの維持していると判断する。

### 【3】改善・向上方策（将来計画）

芸術・美術系大学が現在置かれている状況は、社会全体の実学的志向とそれに呼応する受験生の動向、18歳人口の減少による大学全入の時代、芸術・美術系大学の収容学生数増加による競合など、負の要因が多く厳しい状況である。しかし、このような状況であるからこそ、アドミッション・ポリシーと後述する本学のきめの細かい学生支援の実態を、大学案内・ホームページやオープンキャンパス、全国各地で開催される進学相談会で、引き続き広く受験生に周知することを徹底して実践する。

現在、組織として「入学センター」と「広報室」が協働しつつも並行してアドミッション・ポリシーの周知に努めているが、その効率性、有効性などを鑑み、平成26(2014)年度から統合し「入学広報センター」として改組することとなった。

これらの施策により、本学への入学を第一に考える受験生を増加させ、アドミッション・ポリシーに沿った学生を確保していく計画である。

## 2-2. 教育課程及び教授方法

### 【1】自己判定

自己点検・評価項目 2-2 を満たしている。

### 【2】自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 視点 1 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化（2-2-1）

##### a 事実の説明

教育課程は、年次ごとに深化する専門科目に対応できる能力の養成を基盤に据えながら、学生が意欲をもって能動的に学ぶことが最も教育効果を高める、という考えのもとで編成している。本学の教育目的は、「芸術による社会への貢献」という大学の基本理念（教育理念）の下、変化する時代に対応し、次代をしなやかに切り開き、アートとデザインを通じて社会に新しい価値や視点を提供できる人材養成にある。この目的を実現するため、1 学科 5 領域を置き、2 年生から表 2-2-1 のとおり専門の 13 コースに分けている。本学の教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）は以下のとおりであり、学修案内（シラバス）やホームページ等で明示している。

表 2-2-1 芸術学部芸術学科の領域・コース

学部	学科	領域	コース
芸術学部	芸術学科	総合領域	デザインプロデュースコース
		イラストレーション領域	イラストレーションコース
		美術領域	日本画コース
			洋画コース
			現代アートコース
		メディアデザイン領域	写真コース
			グラフィックデザインコース
			アニメーション・CGコース
			映像・放送コース
		空間デザイン領域	住環境デザインコース
			プロダクトデザインコース
			ファッションデザインコース
			テキスタイルアートコース

#### 【教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）】

芸術学科のカリキュラムは造形基礎科目、造形専門科目、一般教養科目、大学基礎科目、語学教養科目、キャリアデザイン科目、造形プロデュース科目、専門科目の 8 科目に分か

れる。カリキュラムの根幹は造形教育を中心とした専門科目にある。1 年次においては学科で共通の造形演習と実習を行う。2 年次からは本学科の中核である造形分野を 5 領域、13 のコースに分けてそれぞれ専門性を深めていく。ただし、一つのコースに限定するのではなく、学生個々の志向性に合わせ、他の領域、コースの専門実習も受講することができるよう課程編成している。科目概要は以下の通りである。

(1) 造形基礎科目、造形専門科目

必修科目で造形実習を学ぶにあたって、ものづくりの思想的な根幹や歴史、現代の様相など幅広い知識を習得する。

(2) 一般教養科目、大学基礎科目、語学教養科目

ものづくりにとどまらず広く視線を外へ向け、国際交流や異文化理解も含めて幅広く深い教養を身に着ける。

(3) キャリアデザイン科目、造形プロデュース科目

実社会での実践を通じて能力開発を行う。2 年次では実社会を意識し、仮想体験や社会常識等の知識を得、3 年次、4 年次ではプロジェクト等を通じて実社会を体験する。

(4) 専門科目

専門科目は芸術学科に 5 つの領域を設け、各領域で芸術表現における目標設定を行っている。1 年次においては全領域共通で演習・実習が行われ、平面、立体、メディア表現など様々な表現形態に触れ、造形表現の基本を徹底的に学んでいく。2 年次・3 年次は各領域に分かれ、領域内の共通科目と各コースに分かれた専門の演習・実習科目を履修し、専門性を追求していく。4 年次には各専任教員の個別指導となり、4 年間の集大成である卒業制作に向けての仕上げを行っていく。

本学では、1 単位の授業科目を 45 時間の学修（授業時間＋自習時間）を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間に必要な学修等を考慮して次の基準により計算している。

授業種別	学修量
講義演習 2単位科目	原則として30時間の授業時間と60時間の自習時間をもって2単位とする。 (授業2時間＋自習4時間) × 15週 = 90時間 = 2単位
実技実習 2単位科目	原則として90時間の授業時間をもって2単位とする。 (授業6時間) × 15週 = 90時間 = 2単位
※本学では、1時限80分の授業を2時間として計算している。	

**b 自己評価**

「芸術による社会への貢献」という本学の基本理念（教育理念）の下、教育課程の編成方針が明確化されていると判断する。



## 視点 2 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授の工夫・開発 (2-2-2)

### a 事実の説明

芸術学部芸術学科は、1 学部 1 学科であることを最大限に活かし、総合、イラストレーション、美術、メディアデザイン、空間デザインの 5 つの領域で編成し「学部共通基本科目」と学生が専攻する領域で学ぶ「専門科目」とに大別している。学部共通基本科目は、各領域が全学に提供する選択科目であり、原則として、在学中、学びたいときに自由に履修することができる。本学では卒業するまでの 4 年間で履修しなければならない、いわゆる選択科目を学部共通基本科目と呼び、人間学講座担当の教員がその科目群をバックアップしている。概ね 4 年間を通じて履修可能だが、1、2 年次で履修すべき基礎的な科目や 3、4 年次での履修が望ましい発展科目などがあり、それらはバランスよく科目・単位数を設定している。学部共通基本科目は、次の通りである。

- (1) 造形基本科目群（造形活動にかかわる専門家としての知識を深める科目群）  
専門科目で造形演習・実習を学ぶにあたって、モノづくりの思想的な根幹や歴史、現代の様相など幅広い知識の根源となるよう開設している科目である。造形基礎科目と造形専門科目とに分かれ、造形基礎科目の中には芸術理解の基礎となる専門知識を深めるための日本美術史・西洋美術史・デザイン史・美学などの科目を設定している。造形専門科目の中には、絵画材料学・日本建築史・西洋建築史・舞台美術論など専門分野に磨きをかける科目を設置している。また、1、2 年次を対象にコンピュータ基礎演習の科目を設定し、初心者、初級、中級と振り分けたうえで授業展開を行っている。
- (2) 教養科目群（学びの基礎・考え方の基礎・コミュニケーション力を深める科目群）  
モノづくりにととまらず広く視線を外へ向け、国際交流や異文化理解も含めて幅広く深い教養を身に着けるために開設している科目である。具体的には、大学における学び方を知る「大学基礎科目」、哲学や心理学、文化史、社会学、自然学概論などの「一般教養科目」、英語を中心とした「語学教養科目」で構成している。
- (3) 社会実践科目群（社会への貢献を実現する科目群）  
1 年次から 4 年間を通じて、学生一人ひとりのキャリアアップを支援する「キャリアデザイン科目」と、本学の基本理念（教育理念）である「芸術による社会への貢献」を具現化するための「造形プロデュース科目」を設置している。「造形プロデュース科目」は、実社会での実践を通して能力開発を行う科目が中心で、2 年次では実社会を意識し、仮想体験や社会常識などの知識を得る科目として、3 年次・4 年次では学外のプロジェクトを通して実社会を体験する科目となっている。
- (4) 専門科目  
専門科目は、各領域で芸術表現における目標設定を行ったうえで、必修科目として設定している。

また本学では、モノづくりにおける専門家を徹底的に育てていく一方で、一つの表現の形だけを追求するのではなく、広くものづくりを学びたいというニーズが増えてきている現状を踏まえて、1年次に「総合基礎演習 1・2」を開講している。これは各領域が提供する様々な基礎科目であり、選択に応じて自分の専門性を高めるとともに、他分野を学び幅広いスキルをつけることができる科目である。平成 25 (2013) 年度は「総合基礎演習 1・2」としてキャラクターデザイン演習、油彩画入門、写真入門、染によるテキスタイルデザイン、デジタルコンテンツ入門、グラフィックデザインの世界、水墨画入門など前後期合わせて 18 科目を開講した。また、本学の基本理念（教育理念）である「芸術による社会への貢献」を実現するべく、実社会での実践を通して能力開発を行う「プロジェクト演習」「プロジェクト特別実習」の科目を開講している。定期的に行われるものについては「プロジェクト演習」として開設しており、平成 25 (2013) 年度は大津曳山連盟公式キャラクター「ちま吉」プロジェクト、幼児教育と造形、おもちゃのワークショップ、近江・里山フィールドワークなどの科目を開講した。本学が設置する附属研究機関である附属近江学研究所との連携による科目としては「近江学 A」「近江学 B」「琵琶湖の民俗史」といった講義科目を開講し、近江に根ざした造形教育の導入として位置づけ展開している。また、4 年次での集大成である卒業制作展をより質の高い展覧会にするため、3 年次の実習の集大成として学生全員が出品する進級制作展を開催している。この制作と展示を経ることで学生個々の作品制作の充実度が上がり、1 年後の卒業制作展に活かされている。

教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発を進める組織体制として「教学委員会」はじめ「FD 委員会」を設置しており、それぞれ「成安造形大学教学委員会規程（以下、「教学委員会規程」という。）」「成安造形大学 FD 委員会規程」でその任務等が定められている。これらの委員会は定期的で開催され、委員会での審議事項等は領域主任会議、大学協議会を経て教授会で報告されており、組織的な体制は整備されている。

## **b 自己評価**

本学の教育課程は学部共通基本科目が専門科目を補う構成となっており、体系的に編成されていると判断する。

### **【3】改善・向上方策（将来計画）**

平成 22 (2010) 年度の芸術学部芸術学科への改組において、新たな科目の導入により、本学の教育課程及び教授方法は一層の充実が図られた。ただし、日々変化する社会情勢や高等教育機関に求められる教育の質向上に対応するため、本学の基本理念（教育理念）である「芸術による社会への貢献」を更に徹底、深化させていく必要がある。そのために本学は、平成 26 (2014) 年度に新たな教育課程の導入を検討しており、同時に本学の人材育成目的、ディプロマポリシー（学位授与方針）、カリキュラムポリシー（教育課程編成方針）の見直しを行っていく予定である。また、授業の内容、それに適した教授法などは、常に改善が行われているが、それぞれの担当分野において行われているのみで、他の教職員に共有されていない場合が多い。教育の質の向上のため、このような情報を共有化する取り組みを進めていく。

## 2 - 3 学修及び授業の支援

### 【1】自己判定

自己点検・評価項目 2 - 3 を満たしている。

### 【2】自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### **視点 1** 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant ) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実(2-3-1)

##### **a 事実の説明**

教職員共働による学生への支援では、教学事項を扱う教学委員会を中心とする委員会活動において、常に教員と職員による共働体制が生まれ、学生実態を把握するとともに学生への学修及び授業支援に関する方針・計画を検討し実施する体制を整えている。また、教授会の下部組織として構成されている各種委員会の構成員は、いずれの委員会も職員が構成員または事務担当として参画しており、ともに情報共有したうえで課題を明確にし、検討をすすめる体制も整備されている。入学時及び新学期時には、教学委員、各領域教員と職員が共働でガイダンスを実施している。新入生については、カリキュラムガイダンスにより専門科目の学修の進め方や選択科目の学修の進め方などを教員が担当し、学び方や科目紹介も含め説明をしている。また、学生生活ガイダンス、教務ガイダンスなどは職員が担当し、学修システムや大学生活などについて説明・紹介を行っている。

さらに各ガイダンス期間には教職員による履修相談体制を組んでいる。これは、次学期履修する科目の登録に関して相談や意思決定の過程を支援する取り組みである。また、毎学期、全学生の単位修得状況を確認し、各領域の専門科目単位を修得できなかった学生や複数の科目の単位修得ができていない学生に対して、教職員が学習上の悩みや学生の状況を把握して適切な履修計画を学生とともに考える機会としても活用されている。

学生の学修上の相談や悩みには、すべての専任教員が毎週 1 コマのオフィスアワーを設定して対応している。専任教員の場合は曜日、時間帯、メールアドレス、非常勤講師の場合は相談方法、相談可能時間、メールアドレスを成安手帖に明記し、全学生に配布している。

教育活動支援の TA の活用として、本学では文部科学省が定義する TA(Teaching Assistant)は、大学院を設置していないため配置していない。しかし、平成 22(2010)年度より教務員制度を導入し、学生の専門分野に必要な知識・技術面の支援と教員の教育研究活動の支援を中心に日常的な教育補助業務、大学行事、予算管理、授業準備、領域運営、機材・備品などを含む施設管理の補助を担う体制を整えた。さらに、領域により専門性を追求するコース編成の中でその専門性に配慮する必要性から、教務員の補助的業務を担う臨時職員として領域アシスタントを配置し、各領域ならびにラボに配属している。

なお、この制度は平成 25(2013)年度に助手制度へと発展させた。これは、領域学生への

支援が知識・技術面の支援に加えて学生の学習上の相談や教員の授業運営上の支援等、学生への教育活動上重要な役割を担う人材が求められてきたためである。

本学では学生の修学状況を把握する為に、授業開始後連続欠席している学生について、授業担当教員から学生支援部門に報告するよう依頼をしている。報告のあった学生に対しては、学生担当職員が学生に連絡を取り状況把握に努めるとともに、必要に応じて面談を行っている。面談では、授業を欠席する要因を探り、学習環境を整えていく支援方法について学生個別のすすめかたを相談している。健康面での不安を抱える学生については、保健センター、学生相談室との連携を図っている。これらの状況については、学事システムの SPP（スチューデントパーソナルプログラム）で情報共有し、領域教員とも支援状況を確認できるようにしている。

休学及び中途退学等の学籍異動を願い出る学生に対しては、十分な面談指導の時間を領域教員や学生支援担当職員と持つことを義務付けている。また、経済的理由や健康面での問題により、やむを得ない事情で退学をする学生に関しては、再入学できる制度を導入している。

留年者及び復学者については、新学年が始まる前のガイダンスにおいて、特別履修相談日を設定し、教員と学生が単位修得状況の確認や今後の履修のすすめ方等、個々の学生の学びの流れを確保できるように個別面談を充実させている。

学習支援に対する学生の意見等をくみ上げるシステムは、小規模大学の利点を活かして、学生一人ひとりに細やかに対応できる体制を重視している。また「授業アンケート」や「平成 23(2012)年度学生満足度アンケート」の結果に基づき、授業改善や学生対応等の改善に活かせるよう検討をすすめている。また、各領域担当教員、留学生支援担当教員、障がい学生支援担当教員の配置にも努めている。

## **b 自己評価**

教学委員会を中心とし、教員と職員の協働体制が組まれており学生への学修及び授業への支援が整っていると判断する。また、助手制度の導入により教育研究活動の支援体制も強化されてきていると判断する。

### **【3】改善・向上方策（将来計画）**

教学委員会や領域主任会議で教育活動における課題の確認、検討・実施をきめ細かくできるよう教職員協働で取り組んでいる。また学生個々の学修成果目標達成の状況確認についての取り組みを検討・実施していく。

オフィスアワーについては、成安手帖に明記はしているものの学生への周知が足りず、十分に活用されているとは言い難い現状から、入学生及び在学生のガイダンス時並びに学内掲示等により周知を図っていく。教育活動の支援体制については、助手制度への転換により領域での指導体制を強化したが、領域教員の授業運営と受講学生のフォローや指導のあり方について今後検討・整備をすすめる。

本学では、学期半ばで履修を放棄する学生や休学・退学を願い出る学生がこの 2、3 年増えている傾向にある。学期始めに行う履修相談で学習意欲の確認等を行っているが、その後の経過について連携を強化して取り組んでいく。また、学習支援に対する学生の意見

等を含み上げるシステムについては、今後の教育課程を検討する上で積極的に取り組む必要がある。

## 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

### 【1】自己判定

自己点検・評価項目 2-4 を満たしている。

### (2) 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### **視点 1** 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用 (2-4-1)

#### **a 事実の説明**

単位認定、卒業認定等の基準については「学則」にこれを定め、厳正に運用している。

### (1) 単位認定

各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算することとしている。

- (1) 講義及び演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、別に定める授業については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験・実習及び実技については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、別に定める授業については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 卒業研究の授業科目については、その学習の成果を評価して単位を与えることができる。

単位認定に必要な成績評価基準は、80～100 点を「優」、70～79 点を「良」、60～69 点を「可」、59 点以下を「不可」とする 4 段階評価をとっている。ただし、平成 24 (2012) 年度入学生からは、学生の学修成果をより厳密かつ公平に評価するため、90～100 点を「秀」、80～89 点を「優」、70～79 点を「良」、60～69 点を「可」、59 点以下を「不可」とする 5 段階評価を導入している。また、すべての授業科目の成績評価方法は、当該科目の到達目標や授業科目などとともに学修案内(シラバス)に明記しており、出席日数、学期末試験、課題提出、レポート提出などの結果を総合的にかつ厳正に判断して評価をしている。また、やむを得ない理由で単位の修得が困難であると科目担当者が判断し、保留該当試験を行なうことにより単位修得の可能性があると認められる場合には、保留該当として再度試験を受けることができる。なお、学修結果については年 2 回、学生と保護者に通知している。

### (2) 既修得単位の認定

教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目に

ついて修得した単位及び学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなしている。また、学生が入学する前に大学又は短期大学等において履修した授業科目の修得単位についても、60 単位を超えない範囲で入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなしている。また、編入学者の単位認定は、編入学以前の大学、短期大学又は専門学校において修得した単位のうち、卒業に必要な単位として認定できる単位数の上限を 62 単位としている。

平成 24(2012)年度に「成安造形大学履修規程」を制定して、科目登録の上限を年間で原則 48 単位とし、各年次にわたり適切に授業科目を履修するよう指導している。また、GPA(Grade Point Average)を導入して学びの質を評価する指標を明確にできるようにし、給付奨学生の適正判断基準審査や外国人留学生の授業料減免に関する成績審査の資料等に利用している。

進級については、単位不足を理由に上位学年への進級を認めないという規則は設けておらず、1 年ごとに 1 学年ずつ自動的に進級することになる。ただし、専門科目で不合格になった場合には、上級学年に配当される専門科目の履修が認められないこともあり、事実上留年になることもある。卒業要件については「学則」に定めており、休学期間を除き本学に 4 年以上在籍し「専門科目」で 64 単位、「学部共通基本科目」で 60 単位以上の 124 単位以上を修得することを要件としている。なお卒業の認定は、教授会で厳正に審議し、学長が卒業を認定している。学位授与の方針については、本学のディプロマポリシーとして学修案内（シラバス）やホームページなどで公表している。

## **b 自己評価**

単位認定、卒業認定等の基準は明確に示しており、厳正に適用されていると判断する。

### **【3】改善・向上方策（将来計画）**

GPA 制度については、現在、給付奨学生入試で入学してきた学生の 2 年次終了時の審査基準及び私費留学生授業料減免率の審査基準のみに利用しているが、成績評価のつけ方や GPA の活用方法について今後の課題・改善検討等につなげていく。

## 2-5. キャリアガイダンス

### 【1】自己判定

自己点検・評価項目 2-5 を満たしている。

### 【2】自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### **視点 1** 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備（2-5-1）

##### **a 事実の説明**

本学では、以前にキャリアサポートセンター運営委員会を廃止しており、キャリアサポートセンター長とその職員が連携し、直接的に運営できる仕組みを採用している。このことにより、各領域については、キャリア担当の教員を窓口とし、キャリアサポートセンター直轄で指示・対応ができるようになっている。

キャリアサポートセンターは、学生のキャリア向上のための施策を企画・立案し、実施している。事務局では学生支援部門にキャリアサポートセンター担当の職員を 4 人配置し、うち 1 人はキャリアカウンセラーの有資格者である。キャリアサポートセンターのサポート内容としては、就職（進学）活動についての質問や相談への対応、資料の閲覧・貸出、進路関係の授業運営、資格講座の実施、就職活動の指導としてエントリーシートの添削や模擬面接などの個人指導を行っている。

本学では、個人対応をキャリアサポート支援の中核に位置付けている。3 年生に進級する直前に提出させる「進路希望・就職登録カード」を基礎データとして、キャリアサポートセンターの職員が「進路希望・就職登録カード」をもとに個人面談を行う。その次に、各コースの担当教員が個人面談を行い所見記入する。これらの後の進路指導についても面談者がこのカードに書き込み、学生個々の情報を教職員で共有化している。4 年生については就職希望の学生全員に対して電話による就職状況の確認を行い、助言も行っている。このように、可能な限り 4 年生については、スクール型式のガイダンスではなく、個人面談を必要に応じて繰り返すという、個人指導をメインとしている。

1 年生から 3 年生までは、ガイダンスをキャリアデザイン科目の中で実施している。正課の授業として単位も取得できる「キャリアデザイン科目」及び 3 年生後期で実施している「就活サポート講座」（これは単位取得ができない）の実施により学生の支援を行っている。キャリアデザイン科目である「キャリアデザイン特講 1・2・3」は 1 年生から各学年に配当されている選択科目ではあるが、時間割上、履修しやすい時間帯に設定しており、表 2-5-1 の通り、高い履修率を誇っている。また 1 年生から 3 年生まで連続してキャリアデザイン科目を設けることで、学生のキャリアアップの意識向上を図ることもできる。

芸術大学においては、学生自らが在学中の制作活動を記録したポートフォリオが就職活

動において必須のものとなっている。そのため、平成 22(2010)年度より「キャリアデザイン演習 A」として「就職のためのポートフォリオ作成講座」を開講し、また筆記試験対策基礎編・応用編として「キャリアデザイン演習 B・C・D」を開講している。これらの科目についても表 2-5-1 のとおり、多くの学生が履修をしている。

インターンシップについては、本学では学生に早期に社会人感覚を身に付けさせ、実践的な能力を育成することを目的にインターンシップを推奨しており、企業側にとっても活動内容の積極的な広報の機会となっている。そのために「インターンシップ A・B・C」の科目を開講し、事前・事後を含めて単位化している。インターンシップには、本学が独自に企業に対して受入れを依頼しているプログラムと公益財団法人大学コンソーシアム京都が設定しているプログラムの 2 種類を提供している。平成 25(2013)年度の本学独自のプログラムには、12 社から受け入れ承諾があり、14 人の学生が参加している。また、コンソーシアムのプログラムには、4 社の企業に学生 4 人が参加した。

3 年生を対象とした就活サポート講座については、主に学生支援部門のキャリアサポートセンター担当職員が企画・運営し、3 年生後半時にかけて講座を実施している。このプログラムは早い段階で就職意識を高め、積極的に活動することを意識づけさせるためのものであり、表 2-5-2 の通りの参加者があった。以前よりもさらにマンツーマンで実施し、目的解決できるプログラムを準備した。「企業探しレクチャー」では実際にコンピュータ室で実施し、ホームページ検索を行いながら自分の希望する企業を探し、考察していく取り組みを行った。これらについても、学生支援部門のキャリアサポートセンター担当職員が企画・運営し、一人ひとりが体験しながら成果を得るものに変更した。

表 2-5-1 キャリアデザイン科目

単位：人、%

科目	単位 取得者数	履修者数	合格率
キャリアデザイン特講 1	169	191	88
キャリアデザイン特講 2	140	161	87
キャリアデザイン特講 3	128	155	83
インターンシップ A/B/C	18	18	100
キャリアデザイン演習 A (就職のためのポートフォリオ作成)	53	63	84
キャリアデザイン演習 B (筆記試験対策応用編 1)	60	71	85
キャリアデザイン演習 C (筆記試験対策応用編 2)	27	40	68
キャリアデザイン演習 D (筆記試験対策基礎編)	28	58	48

表 2-5-2 就活サポート講座 (対象 3 年生)

単位：人

科目	参加者数	申込者数
初級メイク講座	23	25
企業探しレクチャー (準備編)	56	114
企業探しレクチャー (実践編)	52	74
就職筆記対策講座 1	31	46



就職筆記対策講座 2	18	48
エントリーシート講座	48	59
グループディスカッション・プレ講座	39	59
グループディスカッション・実践講座	34	45
企業訪問・電話マナー講座	52	78
模擬面接	59	59

## b 自己評価

本学では、個人対応をキャリアサポート支援の中核に位置付けしながら、教育課程内の「キャリアデザイン科目」をはじめ、就職ガイダンス、就活サポート講座を通じて社会的・職業的自立に関する指導等を行う体制を整備していると判断する。

### 【3】改善・向上方策（将来計画）

学生の就職内定率向上はもちろんのこと、学生一人ひとりが社会的な自立を目指し、キャリア構築に取り組む姿勢づくりと結果を目指すことができるよう、一層充実させていくため学生支援部門キャリアサポートセンター、担当職員とが中心となって、学内体制を強化していく。

具体的には

- (1) さらなる共有化のための教職員体制の検討
- (2) 学生のスキルアップフォロー（サポート講座などの内容や実施時期の再検討）
- (3) 学生情報の把握、個人別のプログラム準備とアプローチ方法の検討

などがあげられる。

また、学生ひとりひとりが無理のないステップを繰り返すことができるようなプログラムを構築し、いつからでもスタートができ恒常的に誰もが取り組める内容を目指す。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 【1】自己判定

自己点検・評価項目 2-6 を満たしている。

### 【2】自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### **視点 1** 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発（2-6-1）

##### **a** 事実の説明

教育目的の達成状況の点検・評価方法として「卒業制作展」をはじめ各種教育行事が機能している。「卒業制作展」は、4年間の学習の集大成であり卒業制作を学内外に公表する場であり、毎年1月下旬から2月上旬に全卒業生の作品等を京都市美術館で展示し、広く学内外にその成果を示している。また、3年次を対象とした「進級制作展」も同時に開催し、4年次へ進級する段階での個人の達成状況の確認を行っている。「進級制作展」は同じ京都市美術館で開催するが、一部のクラスは時期を少しずらし大津市歴史博物館において開催している。卒業制作展・進級制作展の会期中の多数の来場者の評価は、教員はもとより学生にとって達成状況の点検・評価の最も大きな機会となっている。また「卒業制作展作品集」を作成し、広く学生の作品とその達成状況を示している。

学生の学習状況の把握については、各科目担当者が授業アンケートやブリーフレポート、合評等を通じて到達目標への到達度をはかっている。

教職課程、学芸員課程、2級建築士受験資格の資格課程については、毎年度末にその資格課程科目の修得状況を把握し、単位修得状況が悪い学生には指導するよう取り組んでおり、最終学年の卒業判定の教授会において確認を行っている。平成 25(2013)年度は、教職課程で芸術学科 10 人、造形美術科 1 人が教育職員免許状を取得、学芸員課程で芸術学科 19 人、デザイン科 1 人が学芸員資格を取得、2級建築士は 10 人が実務経験 0 年での受験資格を取得している。

学生の就職状況の調査については「進路希望・就職登録カード」の提出を3年次の学生全員に義務付けており、個々の希望進路の把握に努めている。「進路希望・就職登録カード」には教員所見欄があり、必ず教員が所見を記入するとともに教員自身はその学生の希望進路について把握するよう取り組んでいる。企業へのアンケートは、組織的な取り組みを行っていないが、担当職員が個々にヒアリングを実施し把握に努めている。キャリアサポートセンター長からは、教授会において4年次の就職状況の報告並びに3年次のキャリアサポートプログラムなどの参加状況が随時報告されており、全教員への周知と啓発を図っている。

##### **b** 自己評価

卒業制作、進級制作の成果を広く学内外に示すことにより、達成状況の確認を行っている。また「進路希望・就職登録カード」により個々の希望進路の把握を行うなど、教育目的の達成状況の点検・評価は適切に機能していると判断する。

## **視点 2** 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック (2-6-2)

### **a 事実の説明**

本学の教育内容・方法及び学習指導等の点検・結果のフィードバックについては、FD委員会が中心となって取り組んでいる。本学は、平成 22(2010)年度に公益財団法人日本高等教育評価機構（以下、「日本高等教育評価機構」という。）の大学機関別認証評価を受けた。自己評価報告書の作成段階で、今後改善が必要とした事項並びに評価結果において指摘された参考意見等について、教員はそれらの評価結果等を資料として活用する一方、教育方法の改善点としてシラバスの充実、教育方法及び成果を検証するための学生実態に関する勉強会の開催等を実施し、検討をすすめている。

平成 25(2013)年度においては、総合基礎演習 18 授業の「授業評価アンケート」を実施し、教育内容・方法及び学修指導等の分析を行い、教員・学生にフィードバックするとともに本学の教育目的の達成に向けた取組などに活用している。

学生の意識調査は、平成 23(2011)年度に「学生満足度調査」を実施しており、概ね 3 年周期で実施している。今回は、平成 26(2014)年度実施予定である。調査内容は、大学に対する総合満足度とともに、必修授業、選択授業全体の満足度、施設・機材・作品発表などの満足度を調査している。その結果をもとに、学生が本学に対してどのような期待感を持っているのかを分析し、大学全体として「改善するものは改善する」の姿勢で取組を行っている。また学生の修学意欲の向上を促すため「学生表彰規程」を設け、学習成果が社会で認められた者に対し表彰を行い、効果をあげている。平成 25(2013)年度は 2 人の学生が受賞している。また卒業制作においては、コースごとに「優秀賞」「奨励賞」「佳作」を決定し、学修到達状況の評価するとともに卒業式において表彰している。

### **b 自己評価**

点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックできているかについては、全学的な共通認識不足とフィードバックまでの過程が構築されておらず改善が必要と判断する。

## **【3】改善・向上方策（将来計画）**

平成 22(2010)年度以降、FD委員会が主となり「授業評価アンケート」の実施を行ってきたが、本学の場合、作品制作が主となる科目や少人数クラスが多いことから、一部の初年次導入科目については科目開設目的と学習効果に関する把握ができたが、全学的な取り組みには至っていない。そのため、平成 26(2014)年度は「授業評価アンケート」の PDCA サイクルの構築を検討し、より効果的に授業改善等に向けた取組が行えるよう取り組んでいく。また平成 23(2011)年度に実施した「学生満足度調査」を定期的にも実施するとともに、他の調査方法（就職先企業からの評価など）も加えながら、教育目的達成状況の点検・評

価を強化し、その分析結果を適切に教職員及び学生へフィードバックしていくよう取り組んでいく。

## 2-7. 学生サービス

### 【1】自己判定

自己点検・評価項目 2-7 を満たしている。

### 【2】自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### **視点 1** 学生生活の安定のための支援（2-7-1）

##### **a 事実の説明**

学生生活安定のための支援組織として、教学委員会及び学生支援部門、学生相談室、保健センターを設置し、それぞれが連携をとりながら学生サービス向上に努めている。教学委員会は「教学委員会規程」においてその目的を「教学に関しその実施の円滑な運営を図ること」としており、教学委員長、学長が指名した委員、学生支援部門主査を構成員としている。学生支援部門教務担当は修学上の事案（教育課程、授業計画、学籍の異動、成績など）、学生支援部門学生担当は学生生活上の事案（生活指導、福利厚生、課外活動、奨学金など）の業務を行っている。

学生の日常的な健康管理については、学生支援部門学生担当の職員と看護師 1 人が保健センターで対応し、異常な兆候があれば関係医療機関を紹介して受診を勧め、その結果を必ず報告させ状況を把握するとともに、必要に応じて保護者に連絡し今後の対応について協議を行っている。また、毎年 3 月（新入生は 4 月）に定期健康診断を実施し、その診断結果をもとに個人指導を含め、適切に対応をしている。メンタルケアやカウンセリングについては、学生相談室を設置し、1 人の専任教員、3 人の非常勤相談員（カウンセラー）が週 5 日の予約制で実施している。平成 25(2013)年度の学生相談室の相談件数・相談内容は表 2-7-1 のとおりである。平成 25(2013)年度からは、多様な学生が入学している状況から、非常勤相談員を 1 人増員、また学生相談室の近くにフリールームを設置した。これは学生個人が一人になって落ち着けるスペースを設けるために設置したもので、この 1 年間で延べ 1,465（昨年度 761 人）人の学生が利用した。また 7 月からは担当職員が「ランチアワー」を実施。月 2 回、希望する学生と一緒に昼食をとる機会を設けている。

学生の経済的支援については「成安造形大学学内奨学金規程」により、平成 25(2013)年度は 14 人の学生に対して年間 20 万円から 50 万円の奨学金を貸与している。「成安造形大学同窓会奨学基金貸与規程」は、在学生で 100 万円を貸与の上限とした制度で、平成 25(2013)年度は 7 人、総額 420 万 8,000 円の貸与を行っている。また、私費外国人留学生の経済的負担を軽減するため「成安造形大学私費外国人留学生授業料減免規程」を設け、成績と経済的な状況を選考の判断とし、平成 25(2013)年度は 15 人の 50%減免者、10 人の 30%減免者を決定している。その他にも急病などの不測の事態により当座の出費に窮した場合に貸し付ける「短期貸付金制度」や、やむを得ない事由で学費の支払いが困難にな

った場合の措置として「学費延納・分納」制度も設けている。

学生の課外活動の支援については、主に学生支援部門学生担当が、学生全員が会員となっている「学生会」に対し助言・指導することにより行っている。学生会は、学生生活の向上、学生同士の交流促進のため新入生歓迎会や夏祭り（成安音頭）、大学祭（響心祭）、クリスマスパーティーなどの各種イベントを実施している。学生のクラブ・サークル活動については、平成 25(2013)年 3 月現在、19 団体に延べ 360 人が所属しており、専任の教職員が顧問となり活動をサポートしている。また「学内表彰制度」を設け、制作・研究活動や課外活動において特に顕著のあった個人・団体に対してその功績を称え表彰している。本学学生の保護者の組織である「成安造形大学教育後援会」が「グループ展支援」として、2 人以上の学生がグループ展を開催する場合にその経費の一部を補助している。

学生生活安定のための支援として、学生支援部門では、平成 22(2010)年度から「3S+S」のスローガンを継続している。これは Service（学生サービス）Safety（事故防止、健康管理）Support（学修・生活支援）の 3S を重点課題として、これらについて System を構築していくことを目指し取り組んでいる。

平成 24(2014)年度からは休退学対応学生支援会議を設置し、FD 委員会と共催で教職員の勉強会などを実施した。教員が学生を演じるなどのロールプレイングを実施、そうした学生の初期対応などを実践、考察し、その後意見交換なども行った。

留学生対応については、国際交流室を平成 24(2012)年度に設置。在籍留学生に対し、毎月在籍確認の面談を実施するなど学生指導を行っている。また、平成 25(2013)年度に留学生の生活支援として「成安セミナーハウス」を設置、現在 8 人（うち日本人学生 1 人）が共同生活を行っている。これに伴い、異文化交流サークルを設置。約 20 人の日本人学生が参加し「成安セミナーハウス」でのパーティーを行うなど異文化交流のプログラムを実施している。

3 年目となった学習支援プログラム（1 年生を中心とした学習支援が必要な学生のための正課外プログラム）については、これまでのデッサンや国語、数学などの基礎力の充実と留学のための英語講座を実施した。

平成 25(2013)年度は、施設使用についてのさらなる簡略化、親睦・交流会許可基準の見直し、貸し出し備品の追加、学生掲示や告知の見直しなども行い、システム化をすすめてきた。

表 2-7-1 平成 25(2013)年度 学生相談室の相談件数・相談内容

【来談学生 42 名、延べ総面接回数 574 回】

①利用回数別人数

単位：人

0～1 回	2～5 回	6～10 回	11～20 回	21 回以上
5	10	3	13	11

②主訴別分類

単位：人

修学	進路	友人	家族	性格	症状	引継
8	3	7	8	10	5	1

## ③領域別人数

単位：人

総合	イラストレーション	美術	メディアデザイン	空間デザイン
3	21	8	7	3

**b 自己評価**

学生支援部門、学生相談室、保健センターにより学修指導、生活指導など学生サービス向上に向け積極的に取り組んでおり、学生生活安定のための支援は適切に実施できていると判断する。また、学生の経済的支援においても多様な奨学金制度を設けており、経済的支援の体制も整備できていると判断する。

**視点 2** 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用 (2-7-2)**a 事実の説明**

学生からの意見・要望は直接教職員が聞き取る場合と、学生会を通じて聞き取る場合とがある。大学のホームページの「在学生の方へ」のページには各担当部署のメールアドレスが掲載されており、学生が学生生活に関する意見・質問ができるシステムとなっている。また今年度も、学長が定期的に学生会やクラブの代表者と意見徴収する機会を設けた。個別では、必要に応じて学生支援部門学生担当の職員が面談を行っている。留学生に対しては、毎年 6 月頃に「留学生懇親会」を開催し、学長を交えて意見交換できる機会を設けている。

本学開学 20 周年記念事業のひとつである食堂棟の、機能強化と多目的化を目指した改築についても、希望アンケートやネーム募集を学生に行った。

学生会についても会員である全学生にアンケートをとり、大学への意見・要望を取りまとめ、定期的に学生支援部門学生担当の職員と話し合う機会を設けている。

これらを分析・検討した結果として、食堂棟の改築、フリールールの改善などを行った。また次年度からは学生食堂に「学生目安箱」を設ける予定である。

**b 自己評価**

学生の意見・要望は学生会を通じて取りまとめ、学生支援部門学生担当の職員との対話のもと、分析・検討する仕組みがあり、有効に機能していると判断する。

**【3】改善・向上方策（将来計画）**

学生生活をより充実したものとするため、また学生が主体的に活動できる環境について検討を行い、学生のニーズに合致した適切な支援を行っていく。学生生活全般に関する学生の意見・要望については「学生会」を中心とした学生団体の意見を汲み上げる仕組みを構築していく。ただ、学生個々のニーズや要望に関しては十分に把握していくことが難しいため、定期的に学生満足度調査を実施し、結果を分析・検証して、より多くの学生の個々の意見・要望に応える取り組みを行っていく。また来年度からは学生の意見が直接キャッチできるよう学生食堂に「目安箱」を設置する。学生の経済的支援については、経済的に修学困難な学生が増加する傾向にあるため、現在ある奨学金制度をより一層充実したもの

にするよう検討する。留学生支援については、留学生向けの日本語授業の実施や日本人学生のサポート体制との構築を図っていくなど、全学的な支援体制を強化していく。

## 2-8. 教員の配置・職能開発等

### 【1】自己判定

自己点検・評価項目2-8を満たしている。

### 【2】自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 視点1 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置（2-8-1）

##### a 事実の説明

平成25(2013)年度の教員の現員数は表2-8-1のとおりであり、本学は、大学設置基準に定められた専任教員数（27人）及び教授数（14人）を満たしており、教育目的及び教育課程に即した教員の配置を行っている。

教員構成を人数で見ると、兼任教員(非常勤講師)の割合は73.3%であるが、これは美術・デザイン分野が刻々と変化していく中で、専門性を重視しながら学生のニーズに応え、教育効果を高めるうえで必要だと判断している。

表2-8-1 教職員構成（平成25（2013）年5月1日現在）

①教員数							単位:人						
教授	准教授	講師	助教	助手	専任計	兼任講師							
15	19	3	1	10	48	107							
②教員の年齢・男女別構成										単位:人			
年齢	教授		准教授		講師		助教		助手				
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女			
21歳～25歳									1				
26歳～30歳									3	2			
31歳～35歳					1					1			
36歳～40歳			2		1	1	1		2				
41歳～45歳			2	1									
46歳～50歳	1		2	2									
51歳～55歳	6		5	4									
56歳～60歳	1			1					1				
61歳～65歳	5	1											
66歳以上	1												
計	14	1	11	8	2	1	1	0	7	3			
③教員男女比						単位:人		④事務職員数				単位:人	
専任教員		兼任教員		合計		専任職員		非常勤職員		合計			
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
35	13	71	36	106	49	27	23	11	16	38	39		

## **b 自己評価**

大学設置基準第 13 条を遵守し、教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置を行っている」と判断する。

### **視点 2 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み (2-8-2)**

#### **a 事実の説明**

教員の採用・昇任については「成安造形大学教員採用・昇任規程（以下、「教員採用・昇任規程」という。）」において選考の基準、各職位の資格基準などを定め、教員構成の年齢的バランスに配慮し、また教育の現場である領域の意向を十分に尊重しながら、人事委員会において教員の最終学歴と学位、経歴、研究業績、教育業績、社会貢献などの審査を行い、人事教授会での審議を経て、理事会において決定されている。教員の採用は、原則、公募制を取っており専門性に優れた教員の採用を行っている。教員評価については、点検・評価制度を導入している。これは平成 23(2011)年度より実施したもので、教育活動、研究活動、管理運営活動、社会貢献・国際交流活動及び服務規律について教員が自己点検・評価し、それらをもとに学科長、学長補佐が第 1 次点検・評価を行い、学長が第 2 次点検・評価を行っている。学長は、最終的な評価結果を踏まえ、すべての専任教員と個別面談を実施し、教員個々の大学教育に対する考え方や実際の教育研究活動状況の把握に努め、資質・能力向上の助言を行っている。なお、学長補佐、学科長の点検・評価は学長が行っている。

FD 活動については、平成 22(2011)年度より従来の「自己点検・FD 委員会」を「自己点検評価委員会」と「FD 委員会」に委員会機能を分化し、組織的に FD 全般に取り組む体制を整え、教学委員会との連携を図りながら教員の資質、能力向上の取組みを計画、実施に移している。FD 委員会では以前より他の教員の授業見学を薦めていたが、実際は時間的な理由や遠慮などもあり、見に行く機会をもてない教職員が多かったため、平成 25(2013)年度は授業を体験・参加できる企画を考え、各領域が 1 つ授業を開講し、教職員がそれを受講する形の研修会を開催した。このような研修会にした目的は、学生の視線に立って考える機会を作ること、自身の授業改善に役立つヒントを見つけること、他の教員の授業を知ることによって相互理解を深めること、学内で開講されている授業内容を知ることによって自領域の学生に受講を薦めることや、大学説明会などで他領域の説明をできるようになることである。また多様な学生が入学してきている実態から、休退学対応学生支援に関する勉強会を毎年 2 回程度実施している。

## **b 自己評価**

教員の採用・昇任は「教員採用・昇任規程」に基づき厳格に実施している。また、FD 委員会と教学委員会が連携しながら、教員の資質・能力向上への取組みを行っている」と判断する。

### **視点 3 教養教育実施のための体制の整備 (2-8-3)**



## a 事実の説明

本学の教養教育の主体は「芸術の基本は人間そのものにある」との観点から「人間学講座」と称し、その教員組織を設け、常にその在り方などについて検討している。この「人間学講座」を本学の教育課程の大きな柱の一つとして、教養教育の充実を図るとともに、各領域で学ぶ学生をより深化・発展させるためのサポートを中心に、デザイン・美術の各個別分野を有機的につなぐ基礎的な学問領域として位置付けている。社会の動向や学生のニーズは様々に変化しており、これらに合わせたカリキュラムの構成・科目設定の見直しや授業方法の改善が必要である。そのために本学では、学生が自らの将来像を現実に近づけるためのキャリア支援科目と大学の基本理念（教育理念）である「芸術による社会への貢献」を実現させるための造形プロデュース科目を導入している。

## b 自己評価

人間学講座に所属する教員を中心に教養教育の充実を図るとともに、専門分野へ学生を導いていく体制が整備されていると判断する。

### 【3】改善・向上方策（将来計画）

教育課程を遂行するために必要な教員は確保されており、適切に配置されているが、今後は開学以来改善を重ねてきた教育内容を引き続き継承・発展させていく上で、カリキュラムとの整合性や教員の専門分野と年齢構成、職位のバランス及び今後の芸術学部の将来計画など、多面的な視点からより有能で優れた教員を中長期的な計画に基づいて採用していく。教員の資質・能力向上のためには、現在実施している教員の「自己点検・評価」の仕組みをより分かり易く、また細分化するとともに、FD 委員会による研修を更に積極的に展開する。教養教育実施に向けた体制整備については、平成 26(2014)年度からの新課程導入に伴い組織改革を行った上で「共通教育センター科目（学部共通科目）」としてより一層の充実を図っていく予定である。

## 2-9. 教育環境の整備

### 【1】自己判定

自己点検・評価項目 2-9 を満たしている。

### 【2】自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 視点 1 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理（2-9-1）

##### a 事実の説明

校地・校舎および施設・設備・設備等の教育環境については、それぞれに設定された基準を十分満たすとともに、教育目的達成のため適切に整備している。

#### （1）校地・校舎

本学キャンパスは琵琶湖と比叡山に囲まれた緑豊かで自然に恵まれた地に設置している。校地・校舎の現況は表 2-9-1 のとおりであり、大学設置基準上必要とされている校地・校舎面積を十分に満たしている。

表 2-9-1 校地・校舎の面積

単位：㎡

区分	収容定員	校地			校舎		
		基準面積	現有面積	差異	基準面積	現有面積	差異
成安造形大学	820 名	8,200	52,819	44,619	8,090	14,242	6,152

注 1. 基準校地面積【大学設置基準第 37 条】 収容定員  $820 \times 10 \text{ ㎡} = 8,200 \text{ ㎡}$

注 2. 基準校舎面積【大学設置基準第 37 条の 2】（収容定員  $820 - 800$ ） $\times 3,140 \div 400 + 7933 = 8,090$

#### （2）附属図書館

附属図書館は、学生の制作や学習補助のため、総合（一般）、美術、イラストレーション、空間デザイン、メディアデザイン関連の図書や雑誌、視聴覚資料などを所蔵しており、閲覧室にある資料は自由に手に取ってみることができる。所蔵資料は、館内に設置してある検索用のパソコンや、ネットからも検索することができる。課題の調べものはもとより、制作のヒントや論文作成・研究など、学生の様々なニーズに応えられるよう、また「感性としての造形」から「知性としての造形」へと学生を導くよう蔵書を揃えている。図書館の開館時間は表 2-9-2 のとおりである。

表 2-9-2 附属図書館の開館時間

	開館時間	
附属図書館	月～金曜日 10:15 ～ 20:00	土曜日 10:15 ～ 17:45

### (3) 情報メディアセンター

情報メディアセンターは、コンピュータやカメラなどのメディア機器を使用しておこなわれる授業をはじめ、学生・教職員の制作や研究を、機材・施設・技術面からの支援を行っている。機材貸出や施設使用の手続などの窓口業務のほか、それらの日常的なメンテナンスもおこなっている。また、写真・映像・DTP・ネットワークといった各メディアに詳しい専門スタッフを配置し、技術的な質問や機材のトラブルなどにも対応している。こうして、学内の機材・施設の管理を一元化することから、それらを効率的に活用できるような環境整備をし、その一方で蓄積したノウハウを学内の様々な研究・発表活動のサポートにも活かしている。また情報メディアセンター独自の活動として、メディアやアートを軸にした多様な講演会、展覧会などの企画・制作も行っている。情報メディアセンターが管理する施設の中で、学生が自由に使える施設と機材として表 2-9-3 がある。

表 2-9-3 学生が自由に使える施設と機材

単位：台

施設名	機材名	数量
コンピュータールーム A	Macintosh<OS10.5>コンピュータ	35
	A4 スキャナ	18
	A3 スキャナ	1
	PostScript モノクロレーザープリンタ	2
	カラーインクジェットプリンタ	1
コンピュータールーム B	Windows<7>コンピュータ	30
	A4 スキャナ	9
	A3 スキャナ	1
	モノクロレーザープリンタ	2
	カラーインクジェットプリンタ	1
コンピュータールーム C	Macintosh<OS10.5>コンピュータ	22
	A4 スキャナ	11
	A3 スキャナ	1
	フィルムスキャナ	1
	PostScript モノクロレーザープリンタ	2
	カラーインクジェットプリンタ	1
インターネットカフェ	Macintosh<OS10.6>コンピュータ	4
	Windows<7>コンピュータ	6
	モノクロレーザープリンタ	1

また、本学は「ライセンス制度」を導入しており、情報メディアセンターが各コースの機材・施設を集中管理し、ライセンス制度に基づいた貸出をおこなうことにより、他コー

スの所有であってもライセンスを取得すれば自分の制作に必要な機材・施設が使用することができる。ライセンスは次の 2 つに大別される。

①全学共通の F ライセンス（ファーストライセンス）

F ライセンスには「機材 F ライセンス」「大型出力 F ライセンス」「白スタジオ F ライセンス」「ブロードキャスティングスタジオ F ライセンス」があり、いずれも情報メディアセンター主催の講習会を受講することで取得できる。

②コース固有の各種専門ライセンス

コース固有の各種専門ライセンスは、写真や映像など各専門コースが個別に所有し、情報メディアセンターに管理が委託されている機材・施設を使うためのライセンスであり、A・B・C のランクがあり、所定の授業を受けることで段階を追って取得することができる。

情報メディアセンターの開館時間は、表 2-9-4 のとおりである。なお、前後期各期末 2 週間は表の限りでなく、平日 9:30～19:00、土曜日 9:30～17:00 で開館している。また、3 日以上以上の連休明けも、9:30～の開館としている。

表 2-9-4 情報メディアセンター開館時間

	開館時間
情報メディアセンター	月～金曜日 11:30 ～ 19:00

#### （４）造形センター

平成 22(2010)年度より、全領域の学生が利用できる「造形センター」を設置した。ここには、鉄工ラボ、版画ラボ、造形ラボの 3 つのラボがある。鉄工ラボは、金属加工に特化した実習施設であり、ライセンス講習を受講すれば全学生が利用できる。彫刻作品やオブジェの制作はもちろんのこと、家具や照明器具、ロートアイアン、工芸雑貨の制作など利用目的は様々であり、安全管理から授業のサポート、個別の指導まで、総合的な技術サポートを行っている。版画ラボは、版画教育、印刷実習の場として活用されている施設である。木版画、銅版画、リトグラフ、シルクスクリーンといった 4 版種の研究とともに、印刷メディアに関する研究施設としての役割を担っている。授業でライセンスを取得すれば、授業外でも使用は可能である。また、高大連携の授業や市民講座の版画実習の場としても活用されている。造形ラボは、木工・樹脂・塗装の作業をおこなうための施設である。常駐する技術スタッフの指導と安全管理の下、課題制作や自主制作でも積極的に活用されている。

#### （５）室内施設

成安体育館を設置し、授業時以外は午前 9 時から午後 10 時まで使用が可能であり、クラブ・サークル活動にも積極的に利用されている（日曜・祝日は午後 6 時まで）。

#### （６）食堂・購買

学生食堂と購買部を設置し、学生の生活面での支援を行っている。学生食堂は、約 200 人が同時に食事を楽しむスペースを確保している。営業時間は、午前 10 時から午後 7 時（土曜日は午後 3 時まで）までで、授業終了後も利用することができる。購買部では、制作に必要な教材・教具等が市価より安く購入できるとともに、軽食も販売している。また、本学グランド南側にあるカフェテリア「結」は、平成 16(2004)年に建築から内装まで本学の学生が主体となって、セルフビルド（自力建設）で完成させたカフェテリアであり、広く一般にも開放されており、学生や教職員、地域の方たちの憩いの場となっている。

### （7）耐震性とバリアフリー

建物の耐震性については、現在の耐震基準に適合しており問題はない。一方、バリアフリーについては、一部スロープの設置を行っており、教育研究施設の安全な環境維持の観点から本学の施設改修計画の中で段階的に取り組んでいる。

#### b 自己評価

大学設置基準を上回る校地・校舎を有し、施設・設備の安全性・利便性については「建築基準法」「消防法」「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等に基づき維持、運用、管理を行っている。また附置する施設については、それぞれが学生の制作や学習補助のための環境を整備し、適切に運営・管理していると判断する。

## 視点 2 授業を行う学生数の適切な管理（2-9-2）

#### a 事実の説明

質の高い少人数教育を行う本学では、適正な規模で授業運営を行っている。特に、本学は演習・実習科目において受講者の多い場合は、クラス分割を行っている。講義科目において受講者が多い場合は、クラス分割を行うか、上級生を優先して履修登録をした上で下級生は抽選により履修登録を行っている。また、主に新入生を対象としたコンピュータ基礎演習は、入学時にコンピュータスキルに係るアンケートを実施し、初心者、初級・中級とに区分し少人数教育を行っている。

#### b 自己評価

授業を行ううえで、適正な学生数の管理をしていると判断する。

### 【3】改善・向上方策（将来計画）

校地・校舎面積は、十分な広さを確保しており、今後大学の定員増が計画されたとしても、学生 1 人あたりの基準面積に不足が生じることはないとする。ただ、一部校舎では建築後約 20 年を迎える建物もあり、設備を含め不具合が生じる場合は、学生の健全な教育環境を保持するため、適時対応をしていく。また、大掛かりな改修等が必要になる場合は、理事会の承認のもと合理的かつ計画的に整備を進めていく。情報関連設備については、既存のコンピュータの効率的な運用方法を検討していくとともに、設備計画の下、適時入替等を行っていく。施設設備の安全性については、日々点検を行っているが、今後もきめ

細かな点検が必要と考える。

授業をおこなう学生数に関しては、教育的効果に配慮した学生数となっている。今後は現状を維持しつつも、より一層効果的な学修という観点から授業の適正人数を検討・調整し、教育効果を高めて行きたい。

### 【学修と教授の自己評価】

本学は「芸術による社会への貢献」という基本理念（教育理念）の下、定められた教育の目的を達成すべく「3 つの方針（アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー）」を明確にし、充実した学生生活、時代のニーズに応えられる教育内容を確保している。

入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）を明確に定め、種々の入学試験を実施することにより多様な資質を備えた学生を受け入れている。

教育課程は、年次ごとに深化する専門科目に対応できる能力の養成を基盤に据え、2 年次から専門の 13 コースに分かれそれぞれの専門性を深めていくとともに、学生個々の志向性に合わせ、他の領域・コースの専門実習も受講することができるように、学生が意欲をもって能動的に学ぶことができる教育課程編成となっている。

学修及び授業の支援については、教学委員会を中心にして各ガイダンス時に専門科目・選択科目の学修の進め方の説明、学生生活、履修上の相談、学修上の悩みなどを把握して学生が適切な履修計画を立てられるよう常に教員と職員による協働体制の下支援を行っている。また、学習面・健康面で不安を抱えている学生の支援体制として、学事システムの SPP（スチューデントパーソナルプログラム）により適切な指導が行えるよう教職員が情報共有を行っている。

単位認定、卒業・修了認定については「学則」や学修案内（シラバス）などで明確な基準を示し学生に周知している。

就職支援については、キャリアサポートセンター長と学生支援部門キャリアサポートセンター担当職員が中心となって、個人対応をキャリアサポート支援の中核に位置づけ、3 年次に提出させる「進路希望・就職登録カード」を基礎データとしながらキャリアデザイン科目や就活サポート講座などを通じて社会的・職業的自立に向けた指導体制を整えている。

教育目的の達成状況を点検・評価するための工夫は、卒業制作展などの学外で開催する諸行事により外部評価を得ている。また「授業アンケート」等の実施によりフィードバックされた調査結果を活用し、シラバスに反映させるとともに授業方法を含めて学修指導等の改善に取り組んでいる。

学生生活全般に関しては、教学委員会、学生支援部門、学生相談室、保健センターを設置し、「3S + S」のスローガンのもと教員と職員が協働しながら学生生活安定に向けた支援を行っている。

教員配置については、教育理念・教育目的に基づいて教育課程が編成され、大学設置基準に定められた教員数を上回る教員を配置している。教員の採用・昇任等については、規程に即して厳正に実施されている。

FD 活動については、毎年、年間計画を立て、教員の資質・能力向上に向けた取り組みを計画・実行している。

校地・校舎は大学設置基準で必要とされている面積を十分に満たしている。ただし、施設・設備とも開学から 20 年を迎えたため老朽化や不具合が生じてきており、中期的な設備計画の下、建物の改修、設備の入れ替えを行っていく必要がある。

以上のことから、本学は教育面、学生生活面において総合的で適正な学修・育成支援を行っている。ただし、教育の質の向上を図り、学生の満足度向上と社会のニーズに合った教育研究を継続していくためには、大学全体として組織的な PDCA サイクル体制の構築が不可欠であり、早急に検討をして行く必要がある。また、GPA の活用方法を検討していく中で、厳格な成績評価を行う仕組み、成績評価基準の適切性、教員間の基準の共通化等についても協議を重ねていく必要がある。

### 3. 経営・管理と財務

#### 3-1. 経営の規律と誠実性

##### 【1】自己判定

自己点検・評価項目 3-1 を満たしている。

##### 【2】自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

#### **視点 1** 経営の規律と誠実性の維持の表明（3-1-1）

##### **a** 事実の説明

###### （1）本法人の目的と法令遵守

成安造形大学の設置者である学校法人京都成安学園（以下、「本法人」という。）は「寄附行為」第 3 条において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」とし、その目的を明確にしている。本法人の経営は、教育基本法及び学校教育法、並びに関連法令を遵守し、法令の趣旨に従って適正に行っている。

###### （2）諸規程、組織の整備

本法人は「学校法人京都成安学園理事会運営規程」（以下、「理事会運営規程」という。）において、理事会における決議方法、付議事項など理事会運営に関わる事項を規定しているほか「学校法人京都成安学園管理運営規程」においては、管理運営の根拠、経営ならびに管理運営の根本となる諸規程の管理や組織、職位等について規定、経営や学校運営の規律性の維持に努めている。

一方、法人の経営や設置校の運営に係る次の重要事項は「寄附行為」第 21 条において予め評議員会に諮問して意見を聴くこととしており、その経営や運営の客観性の維持も図っている。

- ① 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- ② 事業計画
- ③ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ④ 寄附行為の変更
- ⑤ 合併
- ⑥ 目的たる事業の成功の不能による解散
- ⑦ 寄附金品の募集に関する事項
- ⑧ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの



### （３）建学の精神、校訓と大学の基本理念（教育理念）

本法人の建学の精神「成安」、本法人の校訓「誠と熱」、そして本学の基本理念（教育理念）である「芸術による社会への貢献」を尊重し、私立学校としての自主性、自立性を確立するとともに、教育機関に求められる公共性を高めるための組織体制や諸規程を整備し、高等教育機関として社会の要請に応え得る経営を行っている。

### （４）監査会の実施

本法人においては、毎年度、当該年度の事業報告並びに決算報告についての全般的な監査を実施するため、事業報告並びに決算を諮問する評議員会の開催日までに監査会を実施している。平成 25(2013)年度については、5 月 28 日に開催した。

監査会には、独立監査人である公認会計士、本法人からは監事、理事長、専務理事及び事務局が出席し、本法人側から当該年度の各学校部門の事業報告を含む学校法人の事業についての概要の説明、当該年度の決算についての概要の説明を行い、それを受けて、独立監査人から会計処理の適切性や決算についての所見の表明、監事から財務ならびに業務に関する所見の表明がなされる。

## b 自己評価

本法人は、教育基本法をはじめとする法令を尊重・遵守しており「建学の精神」、「校訓」によって学園の基本的な方針が定められているとともに、大学としては「基本理念（教育理念）」を明確に位置付けることによって私立学校としての自主性、自立性を確立している。また、教育機関に求められる公共性を高めるための諸規程ならびに組織体制を構築している。したがって、経営の規律と誠実性は維持しているものと判断している。

また、監事による監査に加えて、監査会も開催するなど、法人としての規律性の維持に努めている。

## 視点 2 使命・目的の実現への継続的努力（3-1-2）

### a 事実の説明

本法人は「寄附行為」において「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うこと」を目的としている。また、本学は「芸術による社会への貢献」を基本理念（教育理念）として掲げている。本法人並びに本学では、使命・目的の実現のために組織や組織規律、経営基本理念の明確化、危機管理体制等の整備を行うとともに、学園の「中長期経営計画」を策定している。

### （１）組織

本法人は「寄附行為」第 16 条において「この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と規定され、本法人の最高意思決定機関として位置付けられている理事会並びにその諮問機関としての評議員会を設置している。

本法人では以前に法人事務局を廃止し、大学事務局の総務部門が、法人全体の総務、労

務、財務、経理、施設管理、企画調整等に関する業務を担う体制にしている。

## （２）組織規律

経営の規律・誠実性の根本となる教職員の規律性の維持に関しては「職員行動規範」を作成し、主として次のような事項を明確にしてその遵守を全構成員に求めている。

- ① 服務心得
- ② セクシャル・ハラスメント防止
- ③ コンプライアンス
- ④ 公的研究費の管理・監査
- ⑤ 研究活動行動規範
- ⑥ 公的研究費の管理体制
- ⑦ 公的研究費の不正使用の防止

とくに服務心得においては「学校法人京都成安学園就業規則(以下、「就業規則」という。)」を改めて提示し「職員は学園の建学の精神を理解し、職務の公共的使命を自覚し、この規則その他諸規程を遵守して、その責務を遂行するため、職務に専念しなければならない」「就業規則」第 3 条) こと、「職員は、その職務遂行のため、自発的研修に励み、かつ、学校又は各種団体等の行う研修を受け資質の向上に努めなければならない」「就業規則」第 4 条) こと、「職員は、学園の施設、設備、備品及び図書等を大切に取扱い、諸資材・消耗品及び経費の節約に努めなければならない」「就業規則」第 6 条) こととし、職務を遂行する上での基本的姿勢を明示している。

## （３）経営基本理念

本法人の経営基本理念は、建学の精神を踏まえて、平成 16(2004)年に次の 6 項目を掲げ、役員・職員間で共有することになっている。

- ① 自立 自立の精神を涵養する
- ② 思いやり 相手の立場を思いやる
- ③ 個性 個性を尊重する
- ④ 創造性 創造の精神を高める
- ⑤ 挑戦 新しいことに挑戦する
- ⑥ 生き甲斐 使命を全うすることを生き甲斐とする

## （４）中長期経営計画

本法人では、平成 23(2011)年度に平成 23(2011)年度から平成 32(2020)年度までの 10 年間の中長期経営計画である「第 1 次経営計画」を策定、毎年度進捗状況の確認と定期的な計画の見直しを行い、計画最終年度である平成 32(2020)年度に学園創立 100 周年を迎える本法人が、「新しい名門」として社会的な認知を得ることができるよう、そのための諸施

策について提示している。

## **b 自己評価**

本法人ならびに本学では、組織体制を改善するとともに構成員のモラルの維持・向上にも努め、また、中長期的な経営計画を示すことで法人・大学としてのビジョンを明確にするなど、その使命・目的の実現への継続的な努力を続けていると判断している。

### **視点 3 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守 (3-1-3)**

#### **a 事実の説明**

本法人では「学校法人京都成安学園コンプライアンス規程」を定め、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等各種法令の遵守に取り組んでいる。

また「学校法人京都成安学園監事監査規程」に基づく監事による業務監査を毎月実施し、監事の理事会への出席と報告により、法人の財務と業務についての改善につなげている。大学においては、認証評価機関が定める評価基準に則した自己点検・評価を毎年実施し、法令遵守の確認をおこなっている。

さらに、研究倫理に関しては「成安造形大学における公的研究費の不正使用防止等に関する規程」「成安造形大学における研究活動に係る行動規範」等の規程において、研究活動の指針を定め、公正かつ適切な研究活動を推進している。

#### **b 自己評価**

本法人及び本学は、大学の設置・運営に関連する法令を遵守し適正な運営をおこなっていると判断する。

### **視点 4 環境保全、人権、安全への配慮 (3-1-4)**

#### **a 事実の説明**

##### **(1) 環境保全への配慮**

本学は、労働安全衛生法第 18 条に基づく衛生委員会を設置し「成安造形大学衛生委員会規程」に基づき、職場の安全と健康確保に努めている。また、第二種衛生管理者の有資格者も 5 人おり、労働安全衛生法の定める基準を充分満たしている。

さらに、クリーンで快適な学習・研究環境の整備・充実を図ることをめざして、キャンパス利用のマナーの向上策やルールを順次整備し、学内美化及びエネルギーの節約などに努めている。

具体的には、以下の取り組みを実施している。

- ① 健康増進法に基づき「受動喫煙」の防止措置として、学内の指定喫煙場所を学内 3 箇所限定している。

- ②ゴミ捨てマップを作成し、ごみの分別・リサイクルに取り組んでいる。
- ③省エネルギー活動への取り組みを実施している。

特に、平成 25(2013)年度は、本館棟・図書館棟・食堂棟及び実習棟の空調設備交換をおこない、合わせて、本館棟事務室及び図書館の照明器具を LED 対応器具に交換し、省エネルギー対策を推進した。

## （２）人権への配慮

人権への配慮については「学校法人京都成安学園セクシャル・ハラスメント等の防止に関する規程（以下、「セクシャル・ハラスメント等の防止に関する規程」という。）」及び「成安造形大学人権委員会規程」を設け、各種ハラスメントの防止と人権意識の啓発に努めている。また、学生に対しても、成安手帖及び成安情報サービスにセクシュアル・ハラスメント等相談窓口及び相談員を掲載し、メールや対面相談などにより、いつでも対応できる体制をとっている。

ハラスメントの対応については「セクシャル・ハラスメント等の防止に関する規程」により定められており、6人の役員・教職員で構成されるハラスメント対策委員会を設置し、ハラスメント防止に関する啓発を行うとともに、教員及び職員による6人のセクシャル・ハラスメント等相談員を配置している。ハラスメントについては、ホームページ、成安手帖により各種ハラスメントの事例を挙げたうえで、注意喚起を促すとともに相談員の連絡先を公表している。

## （３）危機管理

本学では、危機管理の基本方針として、全学的な危機管理体制を整備すること、対応の不十分な危機に対して必要な対策を講じること、教職員の危機管理意識を向上するため教育・訓練を実施すること、危機管理に対する活動状況や結果を点検し見直す仕組みを構築することとしている。

その上で、教職員、学生及び学園資産等に被害が及ぶ虞がある様々な危機を未然に防止し、また、発生した場合に被害を最小限に食い止めることを目的として「成安造形大学危機管理基本マニュアル（以下、「危機管理マニュアル」という。）」を作成している。

この「危機管理マニュアル」において、危機を一般的な事象・状態によって、①自然災害、②重大事故、③重大事件等、④健康機器、⑤施設内での災害・事故等、⑥海外における事件・事故の6つに分類。更に、形態的に、①運営リスク、②法規上のリスク、③財務的リスク、④名声に関わるリスク、⑤科学技術上のリスクの5つに分類して、それぞれについて危機管理対応を定めている。

また、本学では、この「危機管理マニュアル」に基づいて「危機管理委員会」を設置し、情報収集、分析、防止等について検討している。

## （４）安全への配慮

安全への配慮については、前述のとおり「危機管理マニュアル」や「成安造形大学消防計画」を策定し、想定しうる危機を未然に防ぎ、かつ、発生時の被害を最小限に止めるべ

く体制を整えている。

防犯対策としては、正面入口の守衛室窓口において、来学者の記帳及びゲストカードの配付を行うほか、学生用駐車場の入口には防犯カメラを設置して、不審者の侵入を防いでいる。守衛室を始め学内警備全般は、警備会社に業務委託しているが、学外（近隣）での不審者情報等は学内掲示で注意喚起するとともに、成安情報サービスを介し、全学生及び教職員に随時告知している。

また、AED（自動体外式除細動器）は学内 3 箇所に設置し、急病発生時の応急措置に備えている。

さらに、情報資産の取り扱いについては「学校法人京都成安学園情報セキュリティ基本規程」及び「学校法人京都成安学園個人情報の保護に関する規程」のもとに、各種インシデントを防止すべく、細則を含め教職員に周知徹底している。平成 25(2013)年度には、自然災害等による情報資産喪失を防止するため、クラウドを利用したサーバのバックアップシステムを構築し、電子データの保護を強化した。

## **b 自己評価**

本法人及び本学においては、環境・人権・安全に配慮するとともに、教育研究環境の向上のために様々な取り組みを行っている。

## **視点 5 教育情報・財務情報の公表（3-1-5）**

### **a 事実の説明**

平成 23(2011)年 4 月 1 日より改正施行された学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項各号に規定されている教育情報については、ホームページ上の「情報公開」ページにおいて積極的に公表している。

財務情報についても、文部科学省の「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（通知）」（16 文科高第 304 号）に則し「学校法人京都成安学園書類閲覧規程」を制定し、本学事務室及び成安幼稚園事務室において閲覧体制をとるとともに、ホームページ上の「情報公開」ページにおいて公開している。ホームページ上の「情報公開」では、私立学校法第 47 条に規定されている項目以外に「平成 21(2009)年度～平成 24(2012)年度 財務の経年比較」及び「平成 24(2012)年度 決算の概要」を公開し、積極的な財務情報の公表に努めている。

また、平成 24(2012)年度から『京都成安学園報』を発行し、在学生はもとより保護者や卒業生など、本法人に関係ある方々に対して、本法人の様々な情報の提供に努めている。

さらに「自己点検・評価報告書」についても、ホームページ上で広く社会に公表している。

### **b 自己評価**

各種教育情報及び財務情報は、事務室における閲覧とホームページ上の公開により、適切に開示がなされている。また、『京都成安学園報』など様々な媒体をとおして、教育情報などの提供に努めている。

### 【3】改善・向上方策（将来計画）

本法人ならびに本学では、その使命・目的の実現に向けて、継続的な取り組みを実施しており、教育機関としてその公共性を維持するための体制を構築している。しかしながら、私学を取り巻く経営環境が年々厳しさを増す中で、本学の教育・研究の質保証とその向上を図ること、建学の精神やその使命・目的に沿った特色ある教育・研究活動を推進することについては、中長期経営計画である第1次経営計画を着実に履行し、またそれを不断の努力で点検・見直すことが極めて重要であると認識している。そのため、平成 25(2013)年度から平成 26(2014)年度にかけて、第1次経営計画の全面的な見直しに着手している。

一方、危機管理に関する対策については「危機管理マニュアル」などにに基づき順次整備を行ってきており、平成 24(2012)年度においては情報セキュリティに関する規程等の整備を完了した。今後は、マニュアル自体の見直しや更新について、危機管理委員会を中心として検討を進める。また、教育情報・財務情報の公表については、ホームページの改良等により、情報へのアクセスを容易にするなど適切に運用されているが、その理解をよりいっそう促すための工夫を講じたい。

本学では、教育情報・財務情報の公表についてもホームページなどをおして積極的に行っているが、今後も、情報をよりわかりやすく提供する方法について継続して検討する。

また、情報公開の新たな方法として、本学では「大学ポートレート」事業に参加（日本私立学校振興・共済事業団をとおした情報の公開の開始は平成 26(2014)年 10 月）しており、その掲載情報についても精査し、より具体的かつ詳細な情報提供を目指す。

## 3-2. 理事会の機能

### 【1】自己判定

自己点検・評価項目 3-2 を満たしている。

### 【2】自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

#### **視点 1** 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性（3-2-1）

##### **a 事実の説明**

##### （1）理事会

私立学校法第 36 条に定められているように、本法人は「寄附行為」において理事会を法人の最高意思決定機関と規定している。すべての理事が本法人の経営や設置校の運営に責任をもって参画し、かつ、機動性、即応性をもって意思決定ができるように、8 月を除き、原則として毎月 1 回、理事会を開催している。理事会の法人経営上、もしくは設置校の運営上の意思決定を補佐する機能は大学総務部門が担当しており、経営判断に要する経営情報や設置校の運営に関する情報の提供、施策の調査研究などの業務を行っている。なお、理事会に付議すべき事項は「理事会運営規程」において次のように定めている。

- ① 寄附行為の変更及び主務大臣又は知事等に認可申請を要する事項
- ② 学園の運営に関する事項
- ③ 財務計画、その他長期経営計画に関する事項
- ④ 校地、校舎等土地建物に関する事項
- ⑤ 教育及び研究に関する重要事項
- ⑥ 教育及び研究上の施設、設備に関する事項
- ⑦ 法人の事業に関する事項
- ⑧ 重要な規則、規程の制定、改廃に関する事項
- ⑨ 予算及び決算に関する事項
- ⑩ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）に関する事項
- ⑪ 基本財産の処分に関する事項
- ⑫ 運用財産中の不動産の処分に関する事項
- ⑬ 運用財産中の積立金の処分に関する事項
- ⑭ 不動産の買受に関する事項
- ⑮ 予算外の新たな義務の負担又は権利放棄に関する事項
- ⑯ 寄付金及び学園債等の募集に関する事項

- ⑰学費並びに校納金に関する事項
- ⑱職員の採用、表彰、懲戒、解職等重要な人事に関する事項
- ⑲職員の給与、服務、厚生福利に関する重要な事項
- ⑳職員組合との交渉に関する事項
- ㉑評議員会に提出する議案に関する事項
- ㉒法令及び寄附行為に定められた事項
- ㉓理事会構成員から理事長に対し提議された事項
- ㉔以上のほか、特に理事長が必要ありと認めた事項

また、監事のうち 1 人は常時理事会に出席、また、事業計画ならびに予算、事業報告ならびに決算を審議する理事会には、2 人の監事が出席し、法人の業務監査を行っており、機能している。

## （２）理事の選任等

本法人の理事定数は「寄附行為」において 6 人以上 12 人以内と定められており、現員は 7 人である。理事の選任区分は「寄附行為」第 7 条第 1 項第 1 号理事「成安造形大学長」、同第 2 号理事「評議員のうちから評議員会において選任した者 2 人以上 3 人以内」、同第 3 号理事「学識経験者のうちから理事会において選任した者 3 人以上 8 人以内」となっている。理事の任期は、第 1 号並びに第 2 号理事を除き 4 年である。理事長は、理事総数の過半数の議決により選任する。また、理事のうち 1 人を、理事会において理事総数の過半数の議決により専務理事に選任することが可能であり、現在、専務理事を選任している。

## （３）新理事会体制の発足

本法人では、平成 25(2013)年 4 月 1 日に理事会を開催し、新たに小林徹理事を理事長に選任するなどの理事会構成の変更を行った。また、平成 26(2014)年 3 月に開催した理事会において、大学の学長補佐の変更に伴う新たな理事の選任も行った（就任は平成 26(2014)年 4 月 1 日）。

## （４）理事の職務担当制の導入

平成 25(2013)年度から、理事会機能の強化・充実を図るため、教学担当、法務担当、財務担当、研究機関・社会貢献担当という理事の職務担当制を導入した。

## （５）監事の選任等

本法人の監事定数は「寄附行為」において「2 人以上 3 人以内」と定められており、現員は 2 人である。監事は、この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者の中から、評議員会の同意を得て、理事長が選任することとしている。なお、監事の任期は 4 年である。

## （６）理事会の開催状況

平成 25(2013)年度の理事会の開催状況は表 3-2-1 のとおりであり、計 16 回開催し、理



事の出席率は 94.6%であった。理事の出席状況について、問題はなかったものと判断している。

表 3-2-1 平成 25(2013)年度の理事会開催状況と理事の出席状況

回	開催日	出席理事数(人)	出席率(%)
1	4月1日(月曜日)	6	85.7
2	4月26日(金曜日)	7	100.0
3	5月17日(金曜日)	7	100.0
4	5月30日(木曜日)	6	85.7
5	6月23日(金曜日)	7	100.0
6	7月26日(金曜日)	6	85.7
7	9月27日(金曜日)	7	100.0
8	10月25日(金曜日)	7	100.0
9	11月29日(金曜日)	7	100.0
10	12月21日(土曜日)	7	100.0
11	12月21日(土曜日)	7	100.0
12	1月31日(金曜日)	7	100.0
13	2月28日(金曜日)	7	100.0
14	3月29日(金曜日)	6	85.7
15	3月29日(金曜日)	6	85.7
16	3月29日(金曜日)	6	85.7
合 計			94.6

注. 本法人の理事現員数は7人である。

## b 自己評価

理事会は「寄附行為」並びに「理事会運営規程」に基づいて、適正に運営されている。また、理事、監事の選任方法や定数・現員等についても適正である。理事会は、8月を除いて原則月1回開催され、かつ、理事の出席状況も良好であり、また、理事会の補佐体制も整っていることから、使命・目的の達成に向けて戦略的に意思決定ができる体制は整備され、機能しているものと判断している。

### 【3】改善・向上方策（将来計画）

#### （1）理事会補佐機能の充実

本法人は、帰属収入の9割以上を大学部門が占めており、大学の運営が法人経営に重大な影響を及ぼす財務構造となっている。そのため、経営と教学の役割分担という従来型の組織運営を脱却し、最高意思決定機関である理事会と大学執行機関とが連携を密にして、教学の充実のための諸施策を講じ得る体制づくりを行う。

理事会が、機動的、戦略的な意思決定を行うためには、理事会の意思決定を補佐する機能の充実が欠かせず、可能な限り早期に教職協働の企画立案組織の構築を目指す。なお、

平成 24(2012)年度には、事務局長の職務執行体制を強化するため、事務局長補佐職を新設している。

## (2) 理事会、評議員会体制の刷新

本法人では、学園規模に見合う理事会体制を目指し、平成 23(2011)年度に「寄附行為」を変更し、理事定数並びに評議員定数の削減を図り、内部理事と外部理事とのバランスは保たれていると判断している。しかし、著しく変化する社会の情勢を的確に把握するとともに、社会が本学に求める役割、本学に対する社会の評価などを法人や大学運営に活かすために、必要に応じて理事や評議員の新たな選任も視野に入れて、その機能強化を図る。なお、平成 25(2013)年 3 月 6 日付で常務理事の名称を専務理事に変更する寄附行為の変更認可申請を行い、平成 25(2013)年 3 月 29 日付で文部科学大臣から認可されたことを受けて、平成 25(2013)年 4 月に開催した理事会において専務理事の選任を行った。

表 3-2-2 理事の定数、選任方法及び現員

	定数	選任方法	人数	現員	
理事長	1 人	理事のうち理事総数の過半数の議決により選任	1 人	1 人	
専務理事	1 人	理事長を除く理事のうち理事総数の過半数の議決により選任	1 人	1 人	
理事	6 人以上 14 人以内	第 1 号	成安造形大学長	1 人	1 人
		第 2 号	評議員のうちから評議員会において選任した者	2 人以上 3 人以内	2 人
		第 3 号	学識経験者のうちから理事会において選任した者	3 人以上 8 人以内 (任期 4 年)	3 人

### 3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

#### 【1】自己判定

自己点検・評価項目 3-3 を満たしている

#### 【2】自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### **視点 1** 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性（3-3-1）

##### a 事実の説明

学長補佐会は学長、学長補佐、学科長、事務局長、各事務部門主管で構成し、大学の基本理念（教育理念）を念頭に置いて、本学の運営及び将来計画に関する重要事項について協議、検討している。めまぐるしく変化する情勢に対応するため、迅速性を重んじ、原則毎週木曜日に開催している。学長補佐会で決定した方針等に基づき、芸術学部芸術学科を構成している 5 つの領域の主任と人間学講座主任で構成される領域主任会議や各種委員会において、教育研究に関する必要な事項を協議し、原案を作成して教授会で審議し決定している。教授会においては「成安造形大学教授会規程」、主要な委員会については各種委員会の規程を設け、各々の役割を明確にして教育・研究が円滑に推進できる運営体制を整備している。領域主任並びに人間学講座長及び各種委員会の委員長及び座長は、専任教員の中から学長が任命若しくは各種委員会で互選している。会議招集に関し、各委員が参集しやすいよう金曜日を基本的な会議日に指定し、第 1・2 週の金曜日を領域主任会議と各種委員会、最終週を定例教授会の開催日にしている。また、教授会での議論を効率的・効果的に行うため、学長、事務局長、学長補佐、学科長、入学センター長、広報室長、入学委員長、教学委員長、キャリアサポートセンター長、各領域・人間学講座主任、各事務部門主管で構成する大学協議会を設置し、付議する議題について、事前に協議・連絡し、調整を図っている。

##### b 自己評価

協議機関である領域主任会議や各種委員会で議論し策定された原案をもとに、大学協議会において調整・確認した事項は、大学の最高意思決定機関である教授会で議決されており、円滑な教育研究に必要な運営体制は、適切に整備され、権限と責任の明確化や機能性は確保されていると判断している。

#### **視点 2** 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮（3-3-2）

##### a 事実の説明

学長は、議長を務める教授会において、当年度における大学の運営方針を年度初めに伝え、教職員に周知徹底している。学長の諮問機関である学長補佐会では、学長が議長となり、本学の運営及び将来計画に関する重要事項について協議し、方針等を決定し、領域主任会議や各種委員会等に指示・命令している。また、学長は最高意思決定機関である教授会へ議題を付議するまでに、議長として大学協議会を開催し、議題の調整や周知を図っており、大学としての意思決定や最善策を判断するにあたって、十分なプロセスを経ている。また、3人の学長補佐を置き、特に重要と位置付ける課題について担当を決めて、その対応に当たっている。

## **b 自己評価**

大学の最高意思決定機関である教授会や学長の諮問機関としての学長補佐会、協議・連絡機関である大学協議会は、定例で開催され、それぞれの機関で必要な事項が協議・審議されており、適切に機能していると判断している。また、学長補佐を3人配置していることで、幅広い視野で大学運営を見渡せ、適切な課題の抽出とその対応策が検討されていると判断している。

### **【3】改善・向上方策（将来計画）**

多様な学生や社会のニーズに対し、現行のように各種委員会で細分化して個々の対応策を検討するだけでなく、それぞれの事項を横断的かつ迅速に対応することが求められる。

そのため、領域主任会議や各種委員会の役割を見直し、学内組織間のコミュニケーションを円滑に行うことにより、組織の充実・連携を推進し、意思決定の迅速化を図る。また、今まで以上に迅速な対応を求められるため、同一のメンバーが多数含まれる学長補佐会と大学協議会の役割を一本化し、大学運営に関わる戦略的な政策など重要な事項を最優先で審議し、事項によっては、領域主任会議や各種委員会などに決定権を委ねるなど、権限の見直しを図る。

### 3-4. コミュニケーションとガバナンス

#### 【1】自己判定

自己点検・評価項目 3-4 を満たしている

#### 【2】自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### **視点 1** 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる 意思決定の円滑化（3-4-1）

##### **a** 事実の説明

本法人の最高意思決定機関である理事会は、教学を統括する学長と学長補佐（1 人）を含む 7 人で構成されており、8 月を除く毎月定例で理事会を開催し「理事会運営規程」に基づく付議事項について審議を行っている。特に予算編成など学校法人において重要度の高い議案については、審議事項として付議するまでに理事会で協議を行うなど、時間を充分にかけて念入りな協議を行っている。また「理事会運営規程」に定められた付議事項はもとより、当月に開催された教授会の開催状況及びその審議内容なども理事会で報告されており、学生募集状況や進路状況、学籍異動など経営判断に必要な情報を理事会で共有し意思統一を図っている。また、決算確定後の 6 月の定例教授会では、決算概要や今後の財政計画について、大学の教職員に対して理事長自らが説明する機会を設けて、情報や経営方針の共有化、教職員のモチベーションの維持・向上と業務遂行の改善に繋げている。

##### **b** 自己評価

経営と教学における責任を明確に分担しつつ、大学が抱える重要な課題など必要な情報を共有することで、法人の最高責任者である理事長が、教学を統括する学長をサポートするという体制が整備されている。また、大学運営に関わる意思決定のプロセスや経営面での透明性も担保されており、管理部門と教学部門との連携を適切に行っていると判断している。

#### **視点 2** 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性 （3-4-2）

##### **a** 事実の説明

学長は、大学の自己点検・評価と共に毎年実施している「主要機関会議・部署等の年次総括と今後の課題」の取りまとめにおいて、事業の進捗状況や効果の測定など大学の運営状況を確認している。

監事の選考については「寄附行為」第 8 条の定めに従い選任している。2 人の監事のうち 1 人は常勤監事として、月 1 回の月例監査において、設置する学校の運営が適正になされているかどうかについて、事務部門の担当者に対してのヒアリングや運営状況を記した資料の閲覧などの業務監査を行っている。その業務監査の内容を共有するために、2 人の監事は、評議員会の開催前に監事会を開催している。さらに、公認会計士との連携を密にするため、会計の四半期及び中間監査時には、立ち合って情報交換を行っている。なお、常勤監事はすべての理事会と評議員会に出席し、その業務及び財産状況の監査に努め、必要に応じて業務監査の報告や意見を述べている。

平成 25(2013)年度の監事による監査状況は表 3-4-1 のとおりであり、5 月と 8 月を除いて毎月実施している。なお、5 月については、独立監査人（公認会計士）による期末決算に係る監査実施時に独立監査人との連携を図る中で実施されている。

また、監事からは、前述した監査会に出席して当該年度の財務ならびに業務に関する所見の表明がなされるほか、毎年度、監事による監査結果に関する報告が理事長宛に提出されている。

表 3-4-1 平成 25(2013)年度の監事による監査の実施状況

回	開催日
1	4 月 16 日(火曜日)
2	6 月 11 日(火曜日)
3	7 月 12 日(金曜日)
4	9 月 10 日(火曜日)
5	10 月 8 日(火曜日)
6	11 月 12 日(火曜日)
7	12 月 10 日(火曜日)
8	1 月 14 日(火曜日)
9	2 月 12 日(水曜日)
10	3 月 11 日(火曜日)

評議員会は、理事会の諮問機関として、理事会に先立って「寄附行為」第 21 条の各号に定める事項について意見を述べている。評議員の選任は「寄附行為」第 23 条及び「寄附行為施行細則」第 3 条に定めに従って行っている。評議員の内訳は「寄附行為」第 23 条第 1 項第 1 号評議員（本学教職員）3 人、同第 2 号評議員（25 歳以上の卒業生）2 人、同第 3 号評議員（理事）2 人、同第 4 号評議員（学識経験者）14 人を選任しており、計 21 人の評議員で構成している。なお、平成 25(2013)年度は、5 月に事業及び決算報告、12 月に次年度事業計画及び当初予算、3 月に当年度補正予算について諮問し、意見を聴いている。なお、評議員会の出席状況については表 3-4-2 のとおりである。

表 3-4-2 平成 25(2013)年度の評議員会開催状況と評議員の出席状況

回	開催日	出席評議員数	出席率 (%)
---	-----	--------	---------

		(人)	
1	5月30日(木曜日)	13(2)	61.9(52.4)
2	12月23日(土曜日)	15(0)	71.4(71.4)
3	3月29日(土曜日)	15(0)	71.4(71.4)
4	3月29日(土曜日)	15(0)	71.4(71.4)
合計			69.0(66.7)

注1. 本法人の評議員現員数は21名である。

注2. 出席評議員数は回答書提出者を含む。( )内は回答書提出者数。

注3. 出席率の( )内は回答書提出者を除く実質的出席率。

## b 自己評価

大学運営全般に関して協議・連絡の機能を有する大学協議会で、各部署や機関会議等から運営状況や課題、企画提案がなされ、必要に応じて教授会で審議もしくは報告されている。また、議題によっては教授会で決定した事項を理事会で審議している。なお、理事会では、教授会の議事内容が毎回報告されており、大学の運営状況が適切に把握されている。

監事は法令、寄附行為等及び諸規程に従って毎月1回の定例業務監査を行い、また、毎回理事会に出席し、その運営状況を把握している。また、公認会計士との連携、監事同士の情報共有を深める監事会を実施するなど監査機能の充実を図っている。評議員会においては、回答書による出席が前年度に比べ多かったが、法令並びに寄附行為等を遵守し、理事会決定する前に諮問が必要な議題について、適切な時期に開催し活発な議論がなされていることから、有効に機能していると判断している。

## 視点3 リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営 (3-4-3)

### a 事実の説明

学長の諮問機関であり、教学部門と管理部門を実務的に繋ぐ役割を果たしている学長補佐会は本学の運営及び将来計画に関して、各部門や機関会議から起案された事項について協議している。また、学長が議長となる大学協議会では、各部門や機関会議から付議された議題について、教授会での議論が効率的かつ効果的に行われるように事前に協議し、教育研究活動を円滑に推進するために全学的な周知が求められる重要事項については報告しており、学長は大学の運営に関わる重要な事項を全て把握し、必要に応じて理事会に付議している。

一方、理事長、専務理事と教学の最高責任者である学長、理事たる学長補佐、各事務部門主管を構成員として、学校法人及び大学の運営に関する重要な事項について協議するために、適宜、理事長ミーティングや学園協議会を開催している。

### b 自己評価

経営の最高責任者である理事長は、理事長ミーティングや学園協議会を通して経営課題や計画の進捗状況を、また、教学の最高責任者である学長は、諮問機関である学長補佐会

を毎週、また連絡調整機能を有する大学協議会を月 1 回開催することで、本学の管理・運営状況を全て把握しており、経営と教学の課題を一体として、改善していく体制ができている。

### 【3】改善・向上方策（将来計画）

理事会の構成人数が 7 人とコンパクトな構成となっているが、昨今の社会情勢を踏まえ、多角的な協議も必要であることから、財務や行政以外の分野の適材を積極的に登用し、固定概念にとらわれない思い切った政策を実行に移すための体制づくりを進める。

また、経営の透明性が必要とされる昨今において、規程に定められた以外の事項について、その判断に至るプロセスと決定内容を明確にすることが重要であるため、稟議制度の徹底を図る。更なる透明性を担保するため、監事による定例監査や公認会計士による会計監査だけでなく、内部監査の充実にも努める。

評議員会は、引き続き学校法人の運営に対して適切な意見の表明を得られる構成を追求する。同時に、事業計画、事業報告、予算、決算などにとどまらず、学校法人の運営全般に関する意見を得られるような運営を目指す。



### 3-5. 業務執行体制の機能性

#### 【1】自己判定

自己点検・評価項目 3-5 を満たしている

#### 【2】の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 視点 1 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保（3-5-1）

##### a 事実の説明

事務部門は、法人業務と大学の総務業務や経理などの管理的業務を担当する総務部門、2つの附属研究所の事務と地域連携推進センター、「キャンパスが美術館」という地域・社会との窓口となる社会貢献部門、学生活動のサポートや教務全般、情報メディアセンター、国際交流室を担当する学生支援部門の3部門に加え、安定した入学者の確保に向け、募集対策事業と入試執行に特化した入学センター、募集対策だけに止まらず社会全体への大学のPRやブランディングなどを担う広報室、附属図書館で構成されている。

総務部門では、人事や労務管理をはじめ、施設設備の管理、財務まで、学校運営全体に関わる管理業務を一元的に行っている。なお、経費削減と効果的な人材活用を目的に、経理業務全般を外委託している。

社会貢献部門は、従来からある附属芸術文化研究所と附属近江学研究所に加え、平成22(2010)年4月に受託事業の窓口であり将来的な知名度向上やブランディングを見据えて創設された地域連携推進センターと学園創立90周年記念事業において整備された「キャンパスが美術館」を担当し、教育・研究の成果と地域のニーズを繋ぐ役割を果たしている。

学生支援部門では、事務的な役割を果たす職員だけでなく、授業運営や学生の制作サポートを行う領域アシスタントを配置し、きめ細かな学生支援体制を編成している。また、同部門内のキャリアサポートセンターでは、専門のキャリアカウンセラーを複数名配置して、進路相談をはじめ、模擬面接やポートフォリオ講座など、学生一人ひとりにあった進路支援にあたっている。また、国際交流室では、増加傾向にある私費・交換留学生の支援や協定締結校の窓口を担い、国際交流を推進している。

入学センターでは最大の経営課題である安定した入学者の確保という最大のミッションを達成するため、募集対策事業と入学試験の執行を担当している。また、広報室では多様なチャンネルやツールを活かし、今まで以上に社会への情報発信を行うことで、大学のブランディング強化を図っている。なお、募集対策は大学運営にとって最重要課題であるため、教職協働の部署として、学長補佐が入学センター長と広報室長という役職を兼務している。

##### b 自己評価

本学の使命や目的、基本理念を実現するための柔軟な組織を編制し、業務遂行に必要な

適材適所の人材配置ができていると判断している。特に、教員である学長補佐が入学センターと広報室の役職を兼務することで、懸案事項である募集対策に教職一体で取り組めることができおり、成果としても表れている。

## **視点 2** 業務執行の管理体制の構築とその機能性 (3-5-2)

### **a 事実の説明**

総務・社会貢献・学生支援・入学センターの 3 部門・1 センターには、部門全体の責任者である主管（社会貢献部門については事務局長（不在代理）が主管職を兼務）、その部門の中における各種業務の実行責任者である主査を管理職として配置している。また、附属図書館には主査を配置しているが、主査以上の管理職を置いていない広報室については事務局長（不在代理）である専務理事が事務処理面での統括を行っている。また、事務局を束ねる事務局長職については、従来から専務理事が代行（不在代理）しているが、総務部門主管が事務局長補佐を兼務して、そのサポートに当たっている。

また、事務局全体で情報を共有化させるために、情報システム「成安情報サービス」を職員全員が利用できる環境を整備しているほか、部署間での情報格差を是正するために、主に理事会、教授会の報告や各部署からの連絡を行う職員会を、原則月 1 回開催している。

### **b 自己評価**

各事務部門・部署には主管及び主査を配置しており、また、業務の効率的な運営及び責任体制の確立を図るために各職位の職務遂行権限を定めるとともに、敏速かつ的確な決裁システムを制度化した「学校法人京都成安学園管理運営専決規程（以下、「専決規程」という。）」に則って、円滑な業務運営を行っている。

また、職員会によって職員全員が情報や課題を共有し、各自の業務執行につなげられており、事務局として必要な機能を果たしているものと判断している。

## **視点 3** 職員の資質・能力向上の機会の用意 (3-5-3)

### **a 事実の説明**

新規採用した教職員に対しては、理事長や学長から職務に当たる前に、経営ビジョンや活動目標、求める職員像、組織論を年度当初の辞令式で訓示している。また、教育研究を行う上で重要な役割を果たす特別に任用する教員については、別途学長との面談を実施し、その周知徹底を図っている。

職員の全体研修（SD）は、平成 25(2013)年度については 8 月に 1 回実施している。当年度は同じ県内にある私立の聖泉大学と合同で実施した。内容としては 2 部構成とし、第 1 部では全体研修として「これからの大学経営と大学職員」というテーマで、今大学が抱える問題や必要な視点、これから求められる大学職員像などについて、講師から講演をいただき、情報共有と意識の向上を図った。第 2 部では分科会に分かれ、「各事務組織における事務処理・業務遂行の実態と改善方策について」というテーマで、両大学で同種の業務を扱う部署毎に分科会に分かれ、部署が抱える課題について、また第 1 部の講演会を受

けて、大学経営に職員がどのように関わって行くのかについて、活発な意見交換を図った。

また、全体研修会とは別に、各部門で実務に必要な情報やスキルを習得するため、日本私立大学協会や一般社団法人などが主催する研修会やセミナーに適時参加するなど、多くの教職員を学外へ派遣し、できるだけ優れた事例に触れる機会を持つよう努めている。

## **b 自己評価**

新規採用する教職員に対する研修や、全体研修によるモチベーションの向上、外部団体主催の研修会やセミナーへの積極的な参加により、教職員の資質・能力の向上など組織的に取り組みがなされていると判断している。

### **【3】改善・向上方策 (将来計画)**

本学独自のアドミニストレーター（大学の経営や運営について専門的知識を有する職員）の養成に向け、体系的な研修システムを構築するため、OJTの充実や更なる外部研修への積極的な参加に努める。また、管理職は業務の多様化や労務行政の動向にも対応が必要であり、円滑な業務遂行及び適正な労務管理ができるよう管理職研修の実施を検討する。

また、大学運営が今後より一層厳しさを増していく状況を踏まえ、建学の精神や基本理念（教育理念）などに基づく経営計画を確実に実行し、健全な運営を担保するには、より一層事務局が果たす役割が非常に大きく、職員個々のレベルアップは当然のことながら、その個々を結集させ、効果を最大限に導く組織力を高めることが重要であり、それを牽引する事務局長には現在の兼務体制から本務の職員を配置することが急務である。

### 3-6. 財務基盤と収支

#### 【1】自己判定

自己点検・評価項目 3-6 を満たしている。

#### 【2】自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### **視点 1** 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立（3-6-1）

###### **a 事実の説明**

本法人では、平成 23(2011)年度から平成 32(2020)年度までを事業期間とする第 1 次経営計画（中長期経営計画）を策定し、社会の変化に対応し得る学園の基盤の構築を目指して学園と設置校のあるべきビジョンを掲げその遂行に当たっている。この計画は 10 年間という長期間に及ぶことから、常に見直しを行うとともに、必要に応じて修正を行うなど、進捗状況を管理することとしている。

また、第 1 次経営計画に基づき、理事長方針として、財務計画において、早期に帰属収支差額で 3,000 万円の収入超過を目標に、毎年 5 年間の実現可能な計画を策定している。その計画は毎年決算終了後にチェックし、次年度の予算編成につなげている。特に大きな支出となる施設設備については、効果的な保全・改良に努めるため、中期施設設備改修計画を策定している。その支出に際しては、減価償却引当特定資産を計画的に取り崩してこれに充てている。

###### **b 自己評価**

余裕のある財務状況ではないが、将来を見据えた健全な財務運営がなされていると判断している。

##### **視点 2** 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保（3-6-2）

###### **a 事実の説明**

財務比率をみると貸借対照表関係では、過去の経緯から芸術系単科大学平均値（以下全国平均）と比べると、いずれも低い数値となっている。消費収支計算書関係では、学生生徒等納付金比率（学生生徒等納付金／帰属収入）が前年度から 6.4 ポイント下がり、反対に補助金比率（補助金／帰属収入）が 2.2 ポイント上がっている。

一方、人件費比率（人件費／帰属収入）は前年度から 1.7 ポイント下回り、全国平均でも 1.1 ポイント下回っている。人件費については、平成 24(2012)年度に実施（幼稚園においては平成 25(2013)年度に実施）した給与制度改革など、近年抑制政策を講じてきており、その効果が現れて減少傾向にある。また、当年度は大学開学 20 周年記念事業を展開したが、その事業に関する経費は、記念事業寄付金（目標額 2,000 万円）として募集し、目標額を上回ることができたため、記念事業費を概ね全額賄うことができた。

帰属収支差額は前年度支出超過に陥っていたが、当年度は人件費抑制や経費節減により、収入超過へと転じた。

表 3-6-1 帰属収入、人件費、人件費比率の推移 単位：千円、%

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
帰属収入	1,871,439	1,623,598	1,556,154	1,671,349
学生生徒等納付金	1,523,181	1,337,584	1,259,212	1,244,336
補助金	226,010	205,208	227,782	281,006
人件費	897,020	897,291	860,962	895,478
人件費比率	47.9	55.3	55.3	53.6
帰属収支差額	162,962	1,502	△48,815	47,516

## b 自己評価

帰属収支差額において、前年度は支出超過に陥っていたが、当年度は収入超過に転じたため、収支バランスは大きく崩れていないものと判断している。

### 【3】改善・向上方策 (将来計画)

学生生徒等納付金が帰属収入の約 8 割を占めている本法人の財務構造の特色から、学生を安定的に確保するなど第 1 次経営計画を着実に履行すること、常にその内容の点検・見直しを行うことで、重要な諸施策を適時的確に実行し、教育研究内容の充実とあわせて、財務基盤の確立と財政の安定化を図る。また、外部資金については補助金が大部分を占めているが、受託事業や施設の有効利用などによる事業収入、同窓会や教育後援会（学生の保護者の組織）などの外郭団体をはじめ、企業・個人から広く募金を呼びかけ、寄付金をより多く獲得するための方策を検討していく。また、文部科学省管轄の補助金に限らず、近年増加傾向にある各省庁の補助金についても、幅広く獲得を目指す。

### 3-7. 会計

#### 【1】自己判定

自己点検・評価項目 3-7 を満たしている。

#### 【2】自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### **視点 1** 会計処理の適正な実施（3-7-1）

###### **a 事実の説明**

本法人の会計は「学校法人会計基準」「学校法人京都成安学園経理規程（以下、「経理規程」という。）」及び「学校法人京都成安学園経理規程細則（以下、「経理規程細則」という。）」に従って処理されている。予算の編成及び執行並びにその諸手続きについては「学校法人京都成安学園予算規程」及び「専決規程」に従って処理されている。

そのうち、出金に関わる勘定科目の付与、支払データ（人件費を含む）作成などは外部委託により処理している。また、学納金をはじめとする入金処理についても、各金融機関との取引明細から仕訳用の中間データを作成後、外部委託により処理している。年度末には、委託先との連携により計算書類及び各種決算資料を作成し、会計監査人（公認会計士）による監査を受けている。

###### **b 自己評価**

本法人及び本学では、外部委託を併用し、より合理的・効率的な会計処理を行い適切に処理している。

##### **視点 2** 会計監査の体制整備と厳正な実施（3-7-2）

###### **a 事実の説明**

本法人は、会計監査人（公認会計士）に年 5 回（期首、第 1 四半期、中間、第 3 四半期、期末）、の会計監査を受けている。現預金・現物実査、会計帳簿、計算書類、契約書、理事会議事録、評議員会議事録、教授会議事録等に基づいた監査が実施されており、指摘事項等が生じた場合には、速やかに関係各部署へ通知し、改善に努めている。

一方、監事による会計監査は月例監査時に業務監査と併せて実施される。また、会計監査人（公認会計士）による会計監査時には、公認会計士と常勤監事との間で情報交換が実施されている。

期末監査終了後には「独立監査人の監査報告書」及び「監事監査報告書」を受領している。

###### **b 自己評価**

本法人及び本学では、会計監査人（公認会計士）及び監事の監査体制を整備しており、厳正な会計監査を実施している。

### 【3】改善・向上方策（将来計画）

本法人の会計処理は「学校法人会計基準」「経理規程」ならびに「経理規程細則」などの規程に従って適切に処理している。また、会計監査も、会計監査人（公認会計士）が年 5 回会計監査を実施している。

今後は、会計監査人（公認会計士）と監事との連携のさらなる促進と情報の共有化を図るための恒常的な仕組みの構築を目指す。

### 【経営・管理と財務の自己評価】

大学の使命・目的を達成するため、学校法人として中期経営計画である第 1 次経営計画を策定し、そのもとに各年度の事業計画を立案し、実施に移している。その実施と進捗状況の管理は理事会の責任においてなされており、実施を担う教育組織、事務組織はそれぞれ適切に整備され、業務が遂行されている。機関会議やプロジェクトなどにおいては、教職協働の組織が編制されているものの、今後の重要な課題として、教育組織と事務組織、そして理事会（経営）が有機的に結び付き、それぞれが責任を明確にしつつ教職協働を進めて学校法人や大学の運営に当たる組織を構築することが重要であると認識している。

一方、学校法人並びに大学の自主性、公共性、安定性を支える財務については、その基盤を強化するためにも、第 1 次経営計画の履行が欠くことのできない要素となっている。

また、会計処理や教育情報をも含めた情報公開については、法令等に基づき適切に行われている。

このように、中長期経営計画である第 1 次経営計画の確実な履行と進捗管理、そしてその点検・見直しと、計画の実施に責任を負う理事会や学長をはじめとする大学の執行部を支える補佐機能の整備・強化が極めて重要であるとともに、課題でもある。

## 4. 自己点検・評価

### 4-1. 自己点検・評価の適切性

#### 【1】自己判定

自己点検・評価項目 4-1 を満たしている。

#### 【2】自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### **視点 1** 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価（4-1-1）

##### a 事実の説明

#### （1）大学機関別認証評価における大学評価基準に準拠した自己点検・評価

本学は「デザイン及び美術に関する学術の中心として、広く知識を授けると共に、深く専門の理論、技能及びその応用を教授研究し、人格の完成を図り、国際性に富み、個性豊かな教養の高い人材を育成し、もって文化の創造・発展、産業の発展、国家社会の福祉に寄与することを目的」（「学則」第 1 条）とし「芸術による社会への貢献」を基本理念（教育理念）として掲げている。

本学では、自己点検・評価について、従来、11 の自己点検・評価基準を設けて、本学の目的と基本理念（教育理念）に基づいた教育・研究・社会連携の諸活動等についての自己点検・評価を実施していたが、平成 24(2012)年に「成安造形大学自己点検・評価規程」（以下、「自己点検・評価規程」という。）を改正し、自己点検・評価基準を全面的に改め、平成 23(2011)年度を対象とした自己点検・評価から適用している。新たな基準は、本学独自の自己点検・評価と第三者評価（大学機関別認証評価）との連動性を重視し、効果的な点検・評価とすべく、日本高等教育評価機構が大学機関別認証評価実施大綱において定める大学評価基準に準拠したものとし、次の 5 つの項目（大項目）としている。

- |            |          |             |
|------------|----------|-------------|
| 1. 使命・目的   | 2. 学修と教授 | 3. 経営・管理と財務 |
| 4. 自己点検・評価 | 5. 社会貢献  |             |

#### （2）主要機関会議・各部署の総括と課題の取りまとめ

本学では、前述した大学としての自己点検・評価とは別に、主要機関会議や各事務部署が当該年度の総括と今後の課題について「主要機関会議・部署等の年度総括と今後の課題」を取りまとめ教職員に配布、大学全体として各セクションの業務内容の把握と課題や問題点の共有化を図っている。

##### b 自己評価

本学の自己点検・評価は、認証評価の受審を契機として再構築する際、建学の精神や大学の基本理念（教育理念）を評価基準として取り入れ、また、他の評価基準についても大



学の使命や目的を再認識・再確認するような構成となっていることなどから、使命・目的に即した自主的・自立的な自己点検・評価を実施し得る状態にあると判断している。

また、大学評価基準の自己点検・評価の項目だけでは把握しきれない部分については、別途セクションごとに自己点検・評価を実施して「主要機関会議・部署等の年度総括と今後の課題」として取りまとめ共有化しており、大学の質保証のためのきめ細かい点検・評価を実施できているものと判断している。

## **視点 2** 自己点検・評価体制の適切性 (4-1-2)

### **a 事実の説明**

本学の自己点検・評価は「自己点検・評価規程」に基づいて全学体制で実施している。同規程は、その第 1 条において「学則」第 62 条に基づき、成安造形大学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的ならびに社会的使命を達成するために実施する、教育活動等に関する自己点検・評価に関する事項を定めることを目的とする。」と規定している。

#### **(1) 自己点検・評価委員会の機能**

本学の自己点検・評価は、同規程に基づいて設置する自己点検・評価委員会が実施主体となっており、以下に掲げる機能を有している。

- ①自己点検・評価項目の設定及び変更
- ②資料の収集及び分析
- ③学内の各機関に対する自己点検・評価の報告依頼及び提出された報告事項の確認
- ④収集した資料及び提出された報告事項の確認
- ⑤報告書の作成及び学長への提出
- ⑥自己点検・評価のための調査研究
- ⑦その他自己点検・評価の実施に関して必要な事項

#### **(2) 自己点検・評価委員会の構成**

自己点検・評価委員会は、教員としては学長補佐、学科長、教学委員長、人間学講座主任、入学委員長、キャリアサポートセンター長、附属図書館長、附属芸術文化研究所長、附属近江学研究所長、情報メディアセンター長、入学センター長、広報室長、事務職員としては主管職にある者、そして事務局長により構成されており、学内の主要役職者、主要機関会議の長、ならびに事務部局の責任者を網羅している。なお、委員長は、学長の任命制である。

#### **(3) 自己点検・評価への全学的取り組み**

自己点検・評価の実施に当たっては、自己点検・評価委員会が実施主体となり、学内の全ての部署・機関が協力して、それぞれの所管について分担して取り組むこととしている。

主要機関会議や部署等では、それぞれ点検・評価を実施して「主要機関会議・部署等の年度総括と今後の課題」としても取りまとめており、自己点検・評価の根拠資料として、

あるいは年次で学園が作成し事業報告書として社会に公表する際のエビデンスとしている。

## **b 自己評価**

本学の自己点検・評価は、自己点検・評価委員会を実施主体として、学内の全ての部署並びに主要機関会議が協力・連携する体制が整っており、また、評価項目についても大学の使命・目的に即したものとなっている。さらに、大学全体としての自己点検・評価を補完する目的で実施している機関会議・部署単位での総括と課題の取りまとめにおいて、より詳細な分析を行い改善に向けた取り組みを行っていることから、自己点検・評価体制の適切性は担保できていると判断している。

### **視点 3 自己点検・評価の周期等の適切性 (4-1-3)**

#### **a 事実の説明**

平成 22(2010)年度の大学機関別認証評価受審を契機として、前述したように自己点検・評価項目を含む「自己点検・評価規程」や自己点検・評価委員会に関する事項を刷新し、自己点検・評価の実施体制を整備するとともに、同規程においてその実施ならびに結果の公表について「委員会は、自己点検・評価を毎年実施し、結果について隔年で報告書を作成して学長に提出するものとする。」「報告書は、学長が意見を付し、委員会の議を経たのち理事長に報告した上でこれを公表するものとする。」「(自己点検・評価規程」第 8 条)と規定している。認証評価(第 1 期)受審後の自己点検・評価の実施と公表については、次のとおりである。

- |   |
|---|
| <p>①平成 23(2011)年度を対象期間とする自己点検・評価は、平成 24(2012)年度末までに実施し学内に対して公表する。</p> <p>②平成 24(2012)年度を対象期間とする自己点検・評価は、平成 25(2013)年度上期に実施し、平成 25(2013)年度 9 月末までに、学内ならびに社会に対して公表する。</p> |
|---|

平成 25(2013)年度以降この周期で自己点検・評価を継続して実施することにより、平成 22(2010)年度から毎年、切れ目なく自己点検・評価を継続することとなり、大学設置基準の大綱化以降求められている大学の「質確保」のための恒常的な改善・向上体制を整備している。

## **b 自己評価**

自己点検・評価を恒常的に行う制度と体制を整えており、認証評価受審後の平成 23(2011)年度以降確実に自己点検・評価を実施しているところであり、自己点検・評価の周期等の適切性は確保できているものと判断している。

### **【 3 】改善・向上方策 (将来計画)**

高等教育機関として、学校教育法の定めに基づいて認証評価を受審することは当然のことであり、これから毎年積み重ねていく本学独自の自己点検・評価の結果を第三者機関の評価に委ねることは重要であると考えている。そのため、今後も確実に自己点検・評価を

履行する。一方、自己点検・評価の結果を、教育・研究・社会貢献・管理運営の改善とその質の向上のために活用する具体的な方法を早急に検討する必要があり、自己点検・評価委員会や FD 委員会、そして SD の企画担当部署である総務部門とが共同してその方策の協議を開始する。

## 4-2. 自己点検・評価の誠実性

### 【1】自己判定

自己点検・評価項目 4-2 を満たしている。

### 【2】自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

#### 視点 1 エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価（4-2-1）

##### a 事実の説明

本学の自己点検・評価基準は、大学機関別認証評価（平成 22(2010)年度）の受審を機に、その基準に準拠したものとし、次のとおり 5 つの項目（大項目）を設け、それぞれ小項目を設定している。

##### 1. 使命・目的等

①使命・目的及び教育目的の明確性、②使命・目的及び教育目的の適切性、③使命・目的及び教育目的の有効性

##### 2. 学修と教授

①学生の受入れ、②教育課程及び教授方法、③学修及び授業の支援、④単位認定、卒業・修了認定等、⑤キャリアガイダンス、⑥教育目的の達成状況の評価とフィードバック、⑦学生サービス、⑧教員の配置・職能開発等、⑨教育環境の整備

##### 3. 経営・管理と財務

①経営の規律と誠実性、②理事会の機能、③大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ、④コミュニケーションとガバナンス、⑤業務執行体制の機能性、⑥財務基盤と収支、⑦会計

##### 4. 自己点検・評価

①自己点検・評価の適切性、②自己点検・評価の誠実性、③自己点検・評価の有効性

##### 5. 社会貢献

①社会貢献活動、②附属近江学研究所、③附属芸術文化研究所、④地域連携推進センター、⑤キャンパスが美術館

エビデンスに基づいた自己点検・評価を実施することについては、平成 24(2012)年度を対象期間とする自己点検・評価の実施に際して、自己点検・評価委員会として「平成 25 年度自己点検・評価（平成 24 年度分）実施要項ー成安造形大学自己点検・評価報告書 平成 24 年度の作成ー」においてその指針を示している。また、具体的なエビデンスの表示方法についても同様に示している。

##### b 自己評価

エビデンスに基づいて自己点検・評価を実施すること、自己点検・評価に際して記述の根拠としたエビデンスを保管することなどについての指針を示しており、一定の透明性を確保しているものと判断する。

## **視点 2** 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析（4-2-2）

### **a 事実の説明**

部署単位、あるいは機関会議単位での情報の蓄積、もしくは公的な統計調査の蓄積はある程度はあるものの、それらを全学において容易にかつ効率的に検索し利用できるような仕組みや、大学の現状を把握するための調査を実施すること、各種情報を系統立てて収集・分析する体制は、現状では整っていない。

本学では、現状把握をするための十分な調査とデータの収集、分析を行うために不可欠な IR(Institutional Research)機能の構築を進めるため、平成 25(2013)年度に IR 推進タスクフォースを設置し、検討を開始している。

### **b 自己評価**

本学の場合、情報の収集と蓄積についてはある程度なされているものの、そうした情報へのアクセスを容易にすることや、情報を利用しやすくする汎用性の高い形式・方法で保管・管理し提供すること、検討課題ごとに情報を分析することなどについての検討は、IR 推進タスクフォースを設置して開始した段階である。

## **視点 3** 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表（4-2-3）

### **a 事実の説明**

自己点検・評価の結果の学内や社会への公表については「4-1. 自己点検・評価の適切性」の項目で既に述べたとおりである。

自己点検・評価の結果の学内共有については、自己点検・評価報告書等を教職員に配布するとともに理事会、教授会に報告することとしている。また、FD 研修会や SD 研修会において共有する場を設けることも検討している。

### **b 自己評価**

自己点検・評価の結果の学内共有については、自己点検・評価報告書の教授会、理事会への報告や教職員への配布によって、また、社会への公表については、大学のホームページへの掲載によって、それぞれ遅滞なく行っている。

## **【3】改善・向上方策（将来計画）**

### **（1）IR(Institutional Research)**

本学の自己点検・評価の誠実性をより高めるには「エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価」を担保するための「現状把握のための十分な調査・データの収集と分析」を行える体制を構築する必要がある。このことについては、大学において情報を収集し評

価・分析する IR 部署の設置ならびに IR 担当者の養成が不可欠である。それは単に、自己点検・評価への適用のみならず、学校法人や大学の意思決定及び運営には不可欠なものであると認識している。

今後は、平成 25(2013)年度に設置した IR 推進タスクフォースにおける検討をとおして「情報の調査・収集・分析」についての機能を構築して、適切に運用する体制づくりを進めていく。

## **(2) 自己点検・評価結果の公表**

「自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表」については、とくに社会に公表する際に、その公表方法、あるいは大学関係者以外の方の理解を助ける方法の工夫などについて策定する必要があると考えており、その検討を開始する。

### 4-3. 自己点検・評価の有効性

#### 【1】自己判定

自己点検・評価項目 4-3 を満たしている。

#### 【2】自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

#### **視点 1** 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(4-3-1)

##### **a** 事実の説明

自己点検・評価の結果の活用のために、PDCA サイクルの仕組みを確立することについては、平成 23(2011)年度を対象期間とする自己点検・評価において、大学機関別認証評価（平成 22(2010)年度受審）を受けての改善・向上の状況を確認するため、大学機関別認証評価調査報告書）において「参考意見」とされた事項の改善状況について項目を設定して、実施事項の評価を行った。

本学は、単科大学で比較的規模の小さい大学であること、また、法人も設置校が大学と幼稚園のみで規模が小さいことなどから法人本部は設置しておらず、法人本部機能は主として大学の総務部門が分掌していることなどから、教職員は、大学、法人のいずれかの運営や機関会議等に関わっている。そのため、毎年取りまとめている「主要機関会議・部署等の年度総括と今後の課題」とあわせて、他の部署や機関会議についての情報も共有化されやすい環境下にあることから、機関横断的な問題を念頭に置いた検討がされている。

また、各種情報は、毎週 1 回開催している学長補佐会（学長（兼理事）、事務局長（兼専務理事）、学長補佐（3 人。うち 1 人は理事）、学科長、主管（部長級職員 3 人）の 9 人で構成）において、理事・教員・職員間で共有化を図っていること、教授会には主査（課長級職員）以上の職員が陪席しており、教授会における審議・協議・報告事項についての共有化を図っていること、職員においては、専任職員と嘱託職員が一堂に会して「職員会」を毎月 1 回開催して理事会、教授会における審議・協議・報告事項や機関会議・各部署等の情報の共有化を図っていること、理事会においては月次で大学の運営状況についての報告がなされていることなどから、学長をはじめとする大学執行機関の教職員や理事会においては、大学全体の事業活動の状況を俯瞰して課題や問題点を把握でき、またそれ以外の教職員においては大学の重要な情報などを共有化できる態勢を整えている。

さらに、学長、専務理事（事務局長不在代理）、学長補佐（3 人のうちの 1 人）の 3 人が理事であり、理事会において改善に向けた事業計画や予算措置等においても迅速かつ確かな措置を講じることができている。

##### **b** 自己評価

PDCA サイクルの仕組みを構築するための基盤ともいえる情報の共有化については、そ

の体制を整えていると判断している。

また、機関会議において遂行されている業務の状況や協議事項等が教授会に付議されることで学長や教授会は大学運営全体を確認することができ、迅速かつ的確な対応がとれる体制も構築できているものと判断する。

### 【3】改善・向上方策（将来計画）

明確な PDCA サイクルによる評価（Check）とそれに基づく「計画」（Plan）につなげる仕組みは確立できていないものの、自己点検・評価結果の大学運営への反映については、本学の運営体制の中で概ね機能しているものと判断する。

従来の大学運営においても、当然、PDCA サイクルに沿った改善・改革はなされてはいたものの、それが十分に機能していないのは評価（Check）が上手くできていないことに起因しており、そのため改善（Action）ができないこととなる。この状況では、PDCA サイクルは、理想的な形態である「らせん状」のプロセスにはならず「計画」（Plan）と「実行」（Do）を徒に繰り返す悪循環に陥る。

こうした悪循環を断ち切るために、「計画」（Plan）が立案された背景、必要性、経緯などに関する情報を集約すること、「実行」（Do）段階において当該施策を推進する上で生じた事項や、担当部署・担当者が把握している様々な情報を集約すること、すなわち IR（Institutional Research）の機能を整備・確立し、必要な情報を根拠として「評価」（Check）段階に進める仕組み作りを早急を実施することとしている。

本学では、全学の主要な機関や事務部署をほぼ網羅している自己点検・評価委員会が PDCA サイクル構築と運用の主体となり、こうした全学的な PDCA サイクルの確立を目指す。

### 【自己点検・評価の自己評価】

大学の質保証を確実なものとするためには自己点検・評価の適切な実施が不可欠であるという観点から、本学では自己点検・評価を平成 24(2012)年度から毎年実施している。

自己点検・評価は、大学の主要機関・事務部署をほぼ網羅している自己点検・評価委員会がこれを実施し、その結果を学内において公表して情報を共有化している（社会へは 2 年ごとに公表する）。

一方、PDCA サイクルを確立し、自己点検・評価の結果を適切に活用することが、大学の教育・研究・社会貢献・管理運営など諸活動の質を高めることにつながるという認識は共有化されており、今後は IR 機能の確立などその具体的な仕組み作りを行っていくことが課題となる。



## 5. 社会貢献

### 5-1. 社会貢献活動

#### 【1】自己判定

自己点検・評価項目 5-1 を満たしている。

#### 【2】自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

**視点 1** 大学の使命・目的を踏まえた社会貢献活動（5-1-1）

**視点 2** 社会貢献活動の体制と地域社会との関わり（5-1-2）

本学は「芸術による社会への貢献」を基本理念（教育理念）として、常に地域において積極的な活動を学生、教職員が行なってきた。主に学内でこの活動を展開する機関としては附属近江学研究所、附属芸術文化研究所、大学美術館としての「キャンパスが美術館」、地域連携推進センターがあげられる。それぞれの機関の自己点検・評価の詳細は以下のとおりであるが、いずれの機関も常に学生、教職員が地域に求められる存在であることを意識し、それぞれの立場で、様々な事業に取り組んでいる。

#### 【3】改善・向上方策（将来計画）

附属近江学研究所、附属芸術文化研究所、地域連携推進センター、キャンパスが美術館は一定の地域貢献に対する成果をあげているが、各機関の中で完結する取り組みがほとんどである。今後は、このような地域での取り組みを人材育成の場と捉え、カリキュラムの中に組み込むなどして、大学全体が地域再生の核となるような大学づくりにつなげる必要があるものと認識している。

## 5 - 2 . 附属近江学研究所

### 【 1 】 自己判定

自己点検・評価項目 5 - 2 を満たしている。

### 【 2 】 自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

#### **視点 1** 附属近江学研究所における社会貢献活動（5-2-1）

#### **視点 2** 附属近江学研究所の体制と地域社会との関わり（5-2-2）

「近江学」とは近江という地域が持つ固有の風土を改めて深く検証する学問である。附属近江学研究所（以下、「近江学研究所」という。）は、芸術の持つ創造精神と結びつけることによって生まれる可能性を探求し、この「近江学」をもとに新しい価値観を創造して、21 世紀の社会に対して積極的に提案するため、平成 20(2008)年に設立された。平成 25(2013)年度の近江学研究所は以下 6 つの事業を展開した。

#### （ 1 ） 調査・研究

仰木地区における集落の空間構成・景観要素と生活文化の諸相を、生と死を包括する「時と物語の蓄積」（コスモロジー）という観点からとらえることで、地域コミュニティの構成要素を抽出し、未来のコミュニティ創出への足がかりとすることを目的に、平成 22(2010)年度から 3 か年計画で調査・研究を開始した。平成 24(2012)年度、地元仰木地区をフィールドとする研究プロジェクトでは「仰木ふるさとカルタ」を完成、また「仰木八王寺山の家・自力建設プロジェクト」においては、平成 25(2013)年 1 月に棟上げを済ませるなど、一定の成果をあげた。

完成した「仰木ふるさとカルタ」は、地元仰木地域の関係者や教育機関等に配布し、地元の夏祭りや、小学校の地域を体感する授業に使用された。また「キャンパスが美術館」秋の芸術月間「SITES ふうこうのありか」（会期：平成 25(2013)年 10 月 26 日～12 月 1 日）の中で「仰木ふるさとカルタ原画展～在りし日の里山のくらし」という展覧会を開催した。

また、関連企画として地域の住民対象のワークショップを開催した。

その他、近江の絵馬の調査をスタートさせ、初年度となる平成 25(2013)年度は蒲生郡日野の馬見岡神社な琵琶湖の東側の調査を行った。

#### （ 2 ） 公開講座の開講

本研究所が主催する公開講座は、公益財団法人大学コンソーシアム京都ならびに一般社団法人環びわ湖大学・地域コンソーシアムの単位互換事業における他大学開講授業でもあり、本学の授業「近江学 A」を履修する学生のみならず、他大学学生も履修しているという特徴がある。

平成 25(2013)年度は金田章裕氏（人間文化研究機構長）や今森光彦氏（写真家・本学客員教授）を招聘し、特別公開講座を 2 回開講した。昨年度より開始した、ものづくりの視点

から本学研究員が講師を招き対談形式で行う連続講座（5回）「近江のかたちを明日につなぐ」を、今年度も開講した。また、写生会（湖族の郷堅田地区・美しい棚田の広がる仰木地区・石垣と里坊の町坂本地区）と淡海の夢風景展を開催した。公開講座の総出席者数は1,127名（「近江学 A」履修者、学内関係者含む）であった。

### （3）文化誌「近江学」と紀要の発行

ビジュアルを多くし一般に読みやすいものとして誕生した文化誌「近江学」は、今年度第6号を発刊した。今回は、近江の文化・風土を支えてきた火に着目し「火の物語り」をテーマに、天然の素材である樫（はぜ）を使った和ろうそくを製造する工房を取材したインタビュー、北近江の花火師を訪ねた探訪記、比叡山の「不滅の法灯」を基にした論考などを紹介している。近江学研究所研究員の研究報告の紀要3号は、平成26(2014)年3月に発刊された。

### （4）会員制研究会「近江学フォーラム」の運営

毎年、会員制研究会である「近江学フォーラム」の会員数増加に努めている。平成21(2009)年度119人、平成22(2010)年度150人、平成23(2011)年度172人、平成24(2012)年度192人、平成25(2013)年度は189人とはじめて若干前年を下回った。しかし、年ごとに裾野をひろげ、本研究所の認知度を上げているため、平成26(2014)年度の加入状況は非常に良く、運営をはじめてから初となる200人を5月時点ですでに越えている。

主な会員特典は、年5回の会員限定講座の受講と、年1回の現地研修への参加、文化誌「近江学」と年2回の会報誌『近江通信紙』を無料進呈している。

### （5）県内文化施設とのネットワークの構築・地域連携

木村至宏近江学研究所所長が代表幹事を務める任意団体「文化・経済フォーラム滋賀」に研究所研究員が積極的に参画している。具体的には「文化で滋賀を元気に！」を合い言葉として「文化で滋賀を元気に賞！」の創設に協力。文化と経済を結び付け、多くの地域の人々を巻き込んだ文化活動を「文化ビジネス」と定義づけ、そのような取り組みを通じて、文字通り「文化で滋賀を元気に」にする活動に協力している。

また、この団体の活動の中で、琵琶湖汽船株式会社、BBCびわ湖放送株式会社、滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール、株式会社しがぎん経済文化センター、公益財団法人淡海文化振興財団、公益財団法人滋賀県文化振興事業団（以下、「文化振興事業団」という。）、滋賀県文化振興課など、多方面に渡って深いネットワークを構築している。

滋賀県が取り組んでいる「美の滋賀」の発信においては、木村所長や本学牛尾郁夫学長が懇話会の委員を務め、その取り組みの一環である「滋賀県美の滋賀アートマップ事業」に関して、本研究員が具体的な活動に参加している。また、文化振興事業団が発行している季刊誌『湖国と文化』にも近江学研究所の研究員が記事を連載するなど、近江の文化振興に大いに協力している。

### （6）生涯学習システムの構築

公開講座を媒体として、いつでも自由に選択し学習する機会を提供することに貢献して

いる。また、近江学フォーラム会員については、継続的に学習の機会を確保し、大学の聴講生として受け入れる際には検定料を免除するなどの特典も導入している。今後どのようにシステム化するかが継続の課題である。

### （ 7 ） その他

平成 20(2008)年度に近江学研究所のホームページを開設し、平成 25(2013)年 3 月現在で約 19 万件を越えるアクセスがある。また、近江学研究所ツイッターを開設し、情報をリアルタイムで発信しており、平成 25(2013)年 3 月現在のフォロワーは 338 人である。

研究成果のデータベース構築については、近江学研究所ホームページ内「OMI アーカイブ」にて、研究紀要（第 1～3 号）の PDF データを掲載している。また「公開講座」の記録も集計し掲載した。今後は研究活動の成果をまとめ、ホームページ上にて公開を進める。

### 【 3 】 改善・向上方策（将来計画）

滋賀県（近江）が多く有する固有の文化資源を芸術をはじめとする多彩な視点でそれぞれ専門の研究者が検証し、その成果を報告・発表する中で、変わらずに残るかけがえのないものを見つけ、21 世紀の社会にどのように結びつけるかを探る。

近江学研究の成果を生かした教育プログラム、更に社会と直結した実践型の各種プログラムを構築する一方、生涯学習型社会に必要な地域に開かれた教育システムを検討し、広く社会人を対象とした学びの場を提供する。

また、滋賀県内の大学や研究機関、研究者などが取り組んでいる研究内容や成果、地域に散在する貴重な情報を相互に共有し蓄積し、それらの情報を相互利用するためのネットワークづくりを推進するとともに、リアルタイムかつ継続的な情報の発信を行っていく。こうした活動の蓄積によって、地域の人々が自らの地域を再発見し、新しい価値観、新しい発想につながる土壌をつくり上げる。

### 5 - 3 . 附属芸術文化研究所

#### 【 1 】 自己判定

自己点検・評価項目 5 - 3 を満たしている。

#### 【 2 】 自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

**視点 1** 附属芸術文化研究所における社会貢献活動（5-3-1）

**視点 2** 附属芸術文化研究所の体制と地域社会との関わり（5-3-2）

##### （ 1 ） 公開講座

附属近江学研究所の講座と同様に、附属芸術文化研究所（以下、「芸術文化研究所」という。）では広く社会への研究成果の公表と地域社会・一般市民の多様化する学習ニーズに対応するために、実技講座を含め継続して様々なテーマによる公開講座を開催している。単なる公開講座だけでなく関連する展覧会など関連イベントと併催するなど、芸術大学ならではの特色ある開催方法によって多くの一般参加者を得ており、地域の学びの場として定着してきている。

##### （ 2 ） 自然学

英国ロンドン大学ゴールドスミス・カレッジと芸術分野に関する国際学術交流「自然学 | SHIZENGA KU」の最終のまとめとして、研究活動報告（作品展示、シンポジウムを中心とする学術論文）を取りまとめた学術出版を平成 25(2013)年度に行った。

##### （ 3 ） 紀要の発行

紀要第 5 号を発行し、国内の大学、図書館、美術館、文化施設、報道機関等約 500 カ所に配布した。研究論文は 11 件が掲載された。

##### （ 4 ） 特別研究助成

本学には教育研究活動の発展や文化の向上に寄与すること及び社会的に貢献することを目指した研究・制作活動に対して必要な経費の範囲において助成することを目的とする特別研究助成がある。特別研究助成委員会によって運営・審査されており、平成 25(2013)年度（平成 26(2014)年度分）は 2 件の申請があり、2 件の交付がなされた。

##### （ 5 ） 科学研究費補助金

科学研究費補助金への申請件数は 6 件あったが、内 4 件は採択には至らず、内 2 件は平成 26(2014)年 4 月に申請し、1 件が採択された。また、研究分担者として分担金を受けて研究できる研究課題は 4 件である。

### 【3】改善・向上方策（将来計画）

公開講座については内容のさらなる充実を図るとともに、附属近江学研究所主催の講座や「キャンパスが美術館」の学内行事との調整をはかり、生涯学習のあり方等を本学としてどう位置づけるかなど、検討を重ねる。

学内における教員の研究活動について、芸術を通して地域・社会・文化に貢献するためには最新の情報提供が重要なものとなる。紀要や学術出版、また、ホームページのコンテンツの充実と円滑な運用を継続して進めていく。

外部資金獲得は大学運営、とりわけ教員のより充実した高度な研究を支援するためにも欠かすことはできない。独立行政法人日本学術振興会が実施する助成事業の説明会への参加を必須とし、内容によっては教員の参加を促し、科学研究費の正しい認識を持たせる。職員が科学研究費についての情報を常に正確に把握し、教員への適切な情報提供を行うことにより申請件数を増やす。また、審査に通るための申請方法をさらに追及し科学研究費の交付金獲得を目指す。

## 5 - 4 . 地域連携推進センター

### 【1】自己判定

自己点検・評価項目 5 - 4 を満たしている。

### 【2】自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

**視点 1** 地域連携推進センターにおける産官学連携事業の推進（5-4-1）

**視点 2** 地域連携推進センターの体制と地域社会との関わり（5-4-2）

地域連携推進センターは、本学の基本理念（教育理念）「芸術による社会への貢献」を具現化し、地域・社会・企業と学生をつなぐ架け橋となることを目的に、官公庁、企業、各種団体、個人とのあいだで、さまざまな連携事業を推進している。滋賀県唯一の芸術大学である本学の全てのリソースを活かした活動を展開しつつ、学生のスキルアップや連携先の発展、地域社会の活性化をめざしている。

- （1）官公庁、一般企業、各種団体から研究費を受託し、産官学で連携しながら、主に企画やデザインを研究開発する事業である「受託連携事業」。
- （2）依頼内容を実践的授業の課題として取り入れ成果をあげる「プロジェクト授業」。
- （3）あらかじめ学生自身が得意とする分野を地域連携推進センターに登録しておき、様々な依頼に応じていくシステムである「学生クリエイター制度」。

これらの取り組みは地域連携プロジェクトと総称し「学生のスキルアップのため」「連携先の更なる発展のため」「そして地域社会全体の活性化のため」という「三方よし」の理想を追求しながら、年間 80 件を超えるプロジェクトを推進して一定の評価を受けている。

また「文化で滋賀を元気に！」を合い言葉に結成された任意団体「文化・経済フォーラム滋賀（代表幹事：木村至宏近江学研究所所長）」の活動に積極的に参画した。なかでも「文化で滋賀を元気に賞」の創設に尽力し、第 3 回総会においては、文化と経済が結びつき、多くの地域を巻き込んだ文化活動を「文化ビジネス」と定義づけ、そのような取り組みを県内独自の文化活動として位置づけようという提言の作成にも積極的に取り組んだ。

### 【3】改善・向上方策（将来計画）

地域連携プロジェクトに取り組み、地域社会で一定の経験を積んだ学生は、学内の授業では得ることのできない力を身につけることができる。具体的には物事に積極的に取り組む力や確実に最後までやり遂げる力、課題解決に向けての思考力、そして柔軟性や規律性など協働で働く力など、実社会で様々な状況下においても仕事をやり遂げることができる能力を手にすることができる。しかしながら、これらのプロジェクトに参加する学生には偏りがあり、人との関わりや地域での活動を苦手とする学生はチャレンジしないという現状が見られる。

今後は、現代社会を生き抜く力を養成する地域連携プロジェクトをうまくカリキュラム

の中に取り入れ、少しでも多くの学生がプロジェクトを経験し、混沌とする現代社会を力強く生き抜く力を付けた人材を輩出することが必要とされている。

「芸術による社会への貢献」という大学の基本理念（教育理念）をさらに深化させるため、地域連携推進センターの取り組みを土台に、大学全体が地域再生の核となる大学づくりを実現させなければならないと考えている。



## 5-5. キャンパスが美術館

### 【1】自己判定

自己点検・評価項目 5-5 を満たしている。

### 【2】自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

**視点 1** キャンパスが美術館における社会貢献活動（5-5-1）

**視点 2** キャンパスが美術館の体制（5-5-2）

成安造形大学「キャンパスが美術館」は、琵琶湖と比叡・比良の山並みを借景として、学内に点在する大小様々な9ヶ所のギャラリーを展示空間とする学内美術館である。平成22(2010)年10月、京都成安学園の創立90周年記念に、大学の基本理念（教育理念）である「芸術による社会への貢献」を实践する学内施設として開設された。

その美術館が持つ機能は、本学の教育・研究の成果を一般に広く発信することや外部のアーティストやデザイナーを招聘し、最新の展覧会を開催するなど、学生の教育の活性化を大きな目的としている。また、展覧会にとどまらず、各種造形ワークショップや音楽イベントなど地域住民も参加できるアートイベントを数多く開催し、地域に開かれた大学を实践している。地域住民が利用できる学内のカフェテリアの中には、ミュージアムショップをオープン。展覧会やアートイベントの関連グッズを販売し、人気スポットとして地域に知られている。

平成23(2011)年度から本格的に春と秋の2回、1ヶ月間各ギャラリーを一つのテーマでくくり、芸術月間（セイアンアーツアテンション）として芸術祭を開催した。以下に平成25(2013)年度芸術月間の報告をする。

#### （1）春の芸術月間「RELATIONS | つながる出来事がつくること」

平成25(2013)年度は、本学開学20周年記念の基幹事業として、平成25(2013)年5月18日（土）から6月16日（日）までを会期として、SEIAN ARTS ATTENTION VOL.4 2013 春の芸術月間「RELATIONS つながる出来事がつくること」を、30日間にわたり開催した。

今回は、総合テーマを「関係性／RELATIONS」として、創作における様々な関係性にかかわる活動に注目した。また、開学20周年によるテーマ「home」とも絡ませ、出品作家には、第一線で活躍する本学の卒業生を中心に招聘。その他に在学生や教員も含めながら、多様な形態の展覧会やそれに関連する多彩なワークショップ、アートイベントを行った。展覧会初日のオープニングイベントでは、開学20周年企画の「成安ホームカミングデー2013」と同時に開催。おにぎりケイタリングユニット「粒粒（つぶつぶ）」や食に関した活動を行う多目的集団「イクラ食堂」によるケイタリング、電子音響や映像による表現、デザイン・ワークスや出版等も行う「intext（インテクスト）」によるライブパフォーマンスなど、いずれも本学の卒業生を含むグループを取り上げ、終日賑わいを見せながら、約500名もの来場者があった。

## （２）秋の芸術月間「SITES ふうこうのありか」

平成 25(2013)年 10 月 29 日（火）から 12 月 1 日（日）までを会期として、SEIAN ARTS ATTENTION VOL.5 2013 秋の芸術月間「SITES ふうこうのありか」を、35 日間にわたり開催した。

今回の展覧会は一昨年秋の月間「SITES SITES SPECIFIC 近江の水・山・祈り」、昨年秋の月間「CHI-KEI-風土のかたち、ながめ、かかわり-」に続いて「場所・場所性」に焦点をあてた企画として 3 回目の取り組みとなる。

今回の「SITES ふうこうのありか」では、あらゆる状況の中で関わっている場所を多義的に解釈しながら、場所の持つ情報を独自のアプローチで汲み取って制作している作家やその活動を取りあげ、大学が位置する滋賀県という場所性（地域、風土、住処など）も要素に含めながら、それらとの関係を構築して創作を行う作家たちの様々な世界観が展開された。とくに本学開学 20 周年の記念事業ということもあり、卒業生や教員、その他大学との繋がり深い作家たちが「キャンパスが美術館」に集結した。

## 【３】改善・向上方策（将来計画）

大学の基本理念（教育理念）である「芸術による社会への貢献」を具現化するため、地域社会へ開かれた施設としての美術館（ギャラリー）としては、一定の成果があり、また、大学のブランド力をあげる施設としての存在もある程度の発信力を持って誇示できたと評価できる。また、学生の関わりや、授業での取り組み等が「キャンパスが美術館」を舞台に行われるようになり、少しずつではあるが学内での認知度も浸透してきたと考える。

今後は、この「キャンパスが美術館」が、より教学システムと連携し、美術館が教育・研究の場となるような企画も加えて、充実した展覧会の運営を検討しなければならない。そして、学内美術館という実践の場で学んだ学生がその経験を生かして地域社会で活躍することが本当の意味での芸術による社会貢献であるとも言える。この施設が単なる成果の発表の場や学外作家の展覧会を開催する一般的なギャラリーや美術館の機能にとどまらず、教育・研究の場として活かされるシステムづくりを検討しなければならないと考える。

その他、運営面では、スタッフの数、スタッフ事務室の場所、開館時間や時期、休館日の設定、会場受付当番制度などを含む平常展示開催へ向けての制度づくりなど今後整備しなければならない具体的な課題も山積している。

## 【社会貢献の自己評価】

附属近江学研究所、附属芸術文化研究所、地域連携推進センターそしてキャンパスが美術館の 4 つの部署がそれぞれ社会貢献分野を担当している。

地域連携推進センターでは、地域の要請に応じて学生を絡めた取り組みに繋げる役割を担っている。特に地域貢献を行う中で、学生にいかなる教育効果を産み出すことが可能かどうかを常に検証している。特に平成 27(2015)年度からは、コミュニティデザインというキーワードをもとに 2 年生の科目として授業が開始される。授業内容を検討しながら、ますます充実した社会貢献に繋げていきたいと考えている。

キャンパスが美術館においては、本学の教育研究の成果を発表すると同時に、本学全体

の広報的な発信につながる企画を検討している。

附属研究機関においては、教員の研究活動を地域に絡め、社会貢献に繋げる努力をしている。特に観光振興など産業と結びついた地域学研究のあり方を探っていく必要がある。また、近江という地域を知る科目「近江学 A・B」という科目内容の検討を積極的に行い、普遍的な地域というものの理解に繋がりたいと考えている。